

第5期粕屋町障がい者計画

第5期粕屋町障がい福祉計画／第1期粕屋町障がい児福祉計画

素案

パブリックコメント用原稿

平成30年1月10日

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	5
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の基本理念	6
第5節 計画の策定と推進の方法	7
1 計画の策定方法	7
2 計画の推進方法	8
(1) 庁内ならびに関係機関との連携強化	8
(2) 国や県、近隣市町との連携強化	8
(3) さまざまな組織・団体との協働体制の強化	8
(4) 広報・啓発活動の推進	8
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	9
第1節 人口・世帯の状況	9
1 人口構成の状況	9
2 世帯構成の状況	10
第2節 障がい者手帳所持者などの状況	11
1 身体障がいのある人の状況	11
2 知的障がいのある人の状況	12
3 精神障がいのある人の状況	13
4 難病患者の状況	14
第2部 障がい者計画	15
第1章 基本目標	16
第2章 施策の体系	17
第3章 施策の内容	18
基本目標Ⅰ 権利を守っていきます	18
1 理解の促進と差別解消の推進	18
(1) 障がいのある人に対する理解の促進	21
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	22
2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり	22
(1) 情報のバリアフリーの推進	25
(2) 権利擁護のための相談支援や制度利用の充実	26
(3) 役場などの事務や事業での権利擁護のための配慮	26

基本目標Ⅱ 自分らしい自立した生活を支援していきます	27
1 生活支援のための基盤づくり	27
(1) 生活を支援するための情報提供の充実	38
(2) 生活を支援するための相談支援体制の充実	38
(3) 生活を支援するためのサービスの充実	39
(4) 地域生活への移行支援の充実	39
2 保健・医療サービスの充実	40
(1) 適切な支援につなげるための障がいの早期発見体制や関係機関との連携の充実	44
(2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進	44
(3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実	45
(4) 精神保健・医療に関する施策の推進	45
(5) 難病患者などへの支援の充実	45
3 雇用と就労の充実	46
(1) 就労支援の推進	48
(2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実	49
(3) 雇用・就労機会の拡充	49
(4) 福祉的就労の場の充実	49
4 安心・安全対策の推進	49
(1) 災害時の避難行動支援体制の充実	53
(2) 防犯対策の推進	53
基本目標Ⅲ 社会参加の機会を充実していきます	54
1 療育と教育の充実	54
(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実	57
(2) 療育の場と発達支援の機会の充実	57
(3) 乳幼児期や学齢期のともに育つ場と学校教育の充実	58
(4) 学校における進路指導・就労指導の充実	58
(5) 学校教育施設などのバリアフリーの推進	58
2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	59
(1) 地域での交流の機会の充実	64
(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実	64
(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援	65
(4) ボランティアの育成と活動の支援	65
3 生活環境の整備	65
(1) 福祉環境整備の促進	68
(2) 住宅・住環境整備の推進	68

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	69
第1章 計画の基本的な考え方	70
第1節 基本的な視点	70
1 地域共生社会の実現に向けた取組	70
2 自己決定の尊重と意思決定の支援	70
3 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供	70
4 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援	71
第2節 サービス・支援の体系	72
第2章 障がい福祉サービス	74
第1節 訪問系サービス	74
1 サービスの内容、実績および見込量	74
2 支援の方向性	76
第2節 日中活動系サービス	76
1 サービスの内容、実績および見込量	76
2 支援の方向性	80
第3節 居住系サービス	80
1 サービスの内容、実績および見込量	80
2 支援の方向性	82
第4節 相談支援	82
1 サービスの内容、実績および見込量	82
2 支援の方向性	83
第3章 地域生活支援事業	84
第1節 必須事業	84
1 サービスの内容、実績および見込量	84
2 支援の方向性	88
第2節 任意事業	88
1 サービスの内容、実績および見込量	88
2 支援の方向性	89
第4章 障がいのある子どもへの支援	90
第1節 通所支援	90
1 サービスの内容、実績および見込量	90
2 支援の方向性	91
第2節 障がい児相談支援	91
1 サービスの内容、実績および見込量	91
2 支援の方向性	92

第5章 平成32年度に向けた目標.....	93
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	93
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	93
3 地域生活支援拠点等の整備.....	93
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	94
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	94

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成 25 年に「障害者基本計画（第3次）」（平成 25 年度～29 年度）が策定され、共生社会の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

国の障害者基本計画の第2次計画（平成 15 年度～24 年度）から第3次計画の策定までには、「発達障害者支援法」、「障害者自立支援法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」の制定、「教育基本法」、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」の制定などがなされ、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化してきました。

このような国内法の整備を受けて、国は平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

障がい福祉サービスなどについては、平成 15 年度より、障がいのある人に必要なサービス内容などを行政が決定する措置制度から、障がいのある人が自ら事業所と契約し、サービスを選択できる支援費制度に転換した後、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行により、身体障がいおよび知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、平成 25 年度には、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が施行されました。

障がいのある子どもに対する支援については、平成 24 年度施行の改正児童福祉法により、障がい児施設の再編と、障がい児通所支援として放課後等デイサービスなどが創設されました。平成 30 年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村において障がい児福祉計画を策定することになりました。

粕屋町においては、障害者基本法に基づく「粕屋町障害者計画」と障害者自立支援法（平成 25 年度以降は障害者総合支援法）に基づく「粕屋町障害福祉計画」の第1期計画（平成 19 年度～20 年度）、第2期計画（平成 21 年度～23 年度）、第3期計画（平成 24 年度～26 年度）、第4期計画（平成 27 年度～29 年度）により、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ってきました。

第4期計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした粕屋町の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな「粕屋町障がい者計画（平成 30 年度～35 年度）および障がい福祉計画・障がい児福祉計画（平成 30 年度～32 年度）」を策定し、粕屋町における障がい者施策の一層の推進ならびに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第2条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある人で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成 14 年 2002 年	●障がい者基本計画（第2次）の策定
平成 15 年 2003 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 2005 年	○発達障がい者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 2006 年	○障がい者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年 2007 年	★障がい者権利条約署名
平成 21 年 2009 年	○[改正] 障がい者雇用促進法 施行 ・障がい者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 2010 年	○[改正] 障がい者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 2011 年	○[改正] 障がい者基本法 施行 ・目的規定および障がいの定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 2012 年	○[改正] 障がい者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障がい者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 2013 年	○障がい者総合支援法 施行（障がい者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がいの範囲見直し（難病などを追加） ○障がい者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障がい者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障がい者基本計画（第3次）の策定
平成 26 年 2014 年	★障がい者権利条約批准
平成 28 年 2016 年	○障がい者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障がい者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 ○[改正]発達障がい者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

第2節 計画の位置づけ

粕屋町障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。この計画は、障がいのある人の自立および社会参加の支援などに関する施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示すとともに、粕屋町における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

粕屋町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、粕屋町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制やサービスを確保するための方策などを示す事業計画として位置づけられます。

粕屋町では、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的な計画（以下、「本計画」という。）として策定するものとします。

また、本計画は、国の「障害者基本計画」、および「福岡県障害者長期計画」ならびに「福岡県障害者福祉計画」、さらに、粕屋町における上位計画である「粕屋町総合計画」との整合を図りつつ、「粕屋町地域福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

第3節 計画の期間

本計画のうち、粕屋町障がい者計画の期間については、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。また、粕屋町障がい福祉計画と粕屋町障がい児福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>

平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成 39年度	平成 40年度	平成 41年度
粕屋町障がい者計画						次期粕屋町障がい者計画					
粕屋町第5期障がい福祉計画			粕屋町第6期障がい福祉計画			粕屋町第7期障がい福祉計画			粕屋町第8期障がい福祉計画		
粕屋町第1期障がい児福祉計画			粕屋町第2期障がい児福祉計画			粕屋町第3期障がい福祉計画			粕屋町第4期障がい福祉計画		

第4節 計画の基本理念

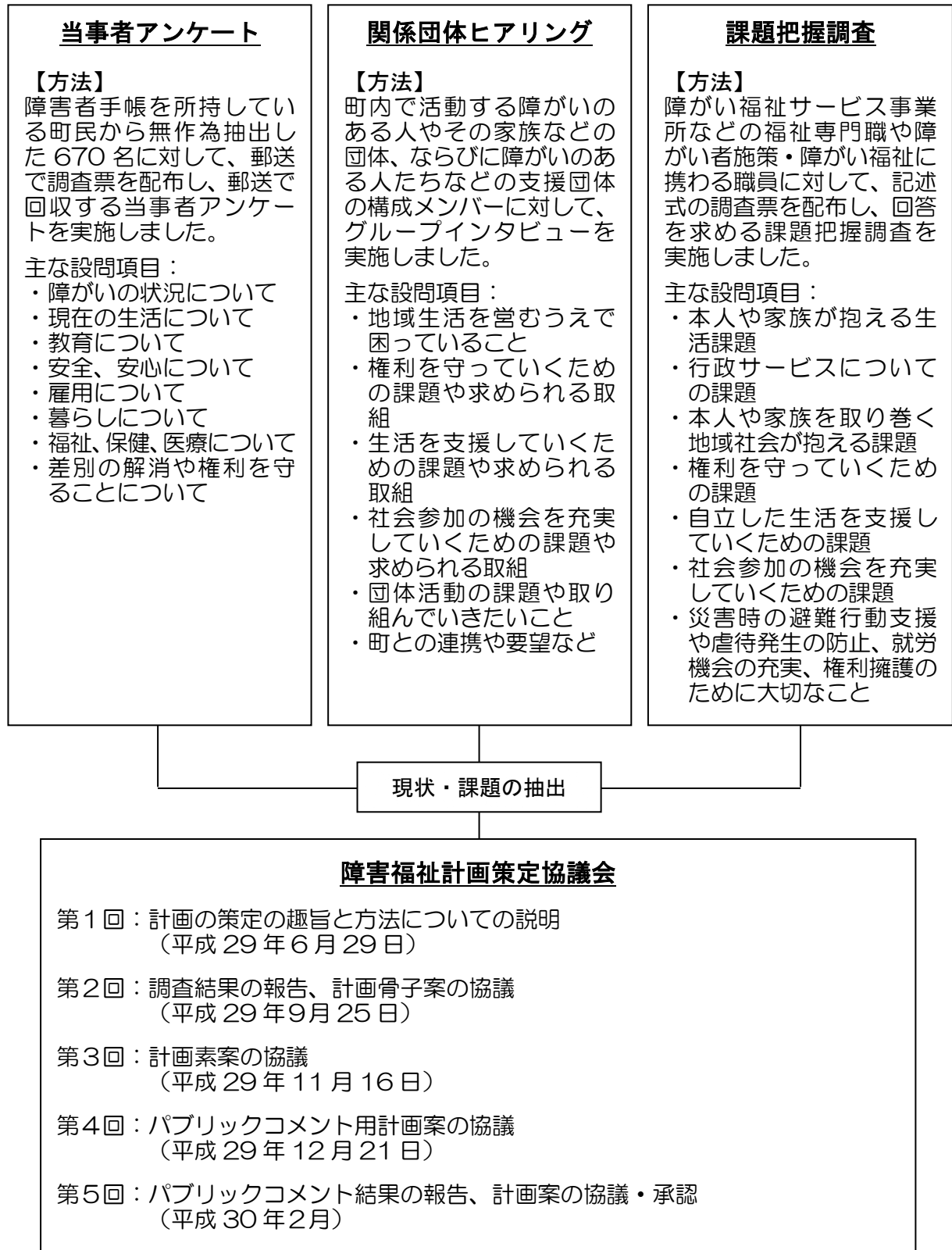
粕屋町では、第5次粕屋町総合計画（平成28年度～平成37年度）において、まちづくりの基本理念を「太陽と緑のまち」と「協働でつくる安心のまち」を掲げています。ゆとりある生活空間のなかで、住民一人ひとりが誇りと愛着を持って暮らせるとともに、住民誰もが安心した暮らしを営むために、住民、地域と行政がお互いに役割と責任を担い、ともに力を合わせて、まちを創造するとしています。

障がいの種別や程度を問わず、安心してともに生活できるよう、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図り、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、法制度に基づくサービスの提供や住民が中心となった支援など、地域の社会資源を最大限に活用した体制整備に努めます。

本計画では、このようなことを踏まえ、第4期粕屋町障がい者計画・障がい福祉計画での基本理念を継承し、「障がいのある人が、安心してともに暮らせるやさしいまち」を基本理念とします。

第5節 計画の策定と推進の方法

1 計画の策定方法



2 計画の推進方法

(1) 市内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、介護福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係部署との連携を強化しながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図るとともに、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

(2) 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、町内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

(3) さまざまな組織・団体との協働体制の強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、障がい児通所サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

(4) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、障がい福祉サービス事業所や障がい児通所サービス事業所、相談支援事業所、社会福祉協議会などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現をすすめます。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

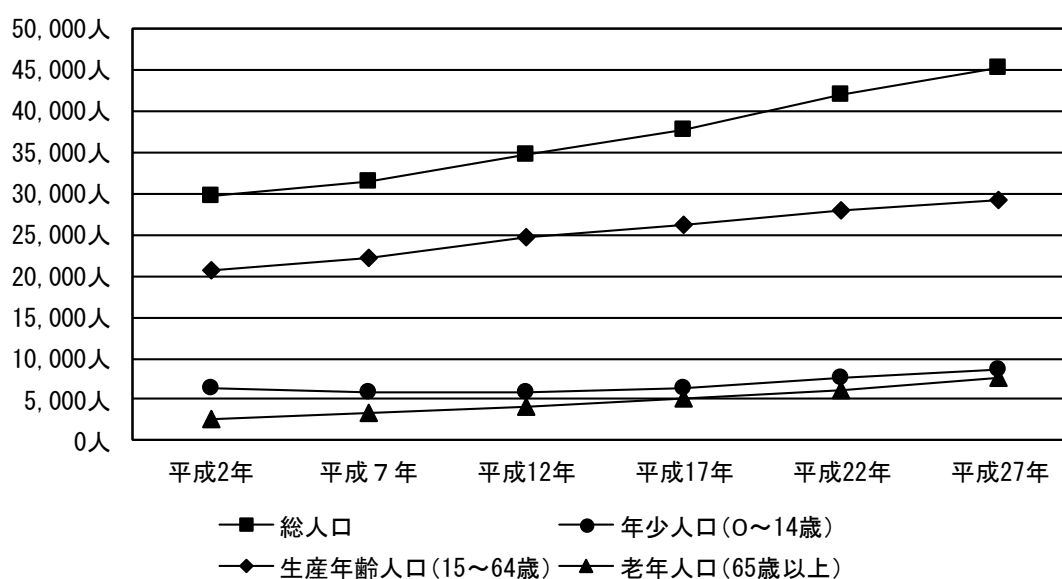
第1節 人口・世帯の状況

1 人口構成の状況

粕屋町の総人口は、平成2年に29,697人であったものが、平成27年には45,360人となり、25年間で15,663人増加しました。

年少人口（0～14歳）は、平成2年の6,302人から平成27年には8,503人となりました。総人口に占める割合で見ると、平成2年に21.2%であったものが、平成27年には18.8%となりました。生産年齢人口（15～64歳）は、平成2年の20,690人から平成27年の29,125人となりました。総人口に占める割合で見ると、平成2年に69.8%であったものが、平成27年には64.3%となりました。老年人口（65歳以上）は、平成2年の2,665人から平成27年の7,641人となりました。総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には9.0%であったものが、平成27年には16.9%となりました。

<年齢3区分別人口構成の推移>



単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	29,697	31,504	34,811	37,685	41,997	45,360
年少人口 (0歳～14歳)	6,302 21.2%	5,834 18.6%	5,871 16.9%	6,360 16.9%	7,572 18.1%	8,503 18.8%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	20,690 69.8%	22,241 70.7%	24,777 71.2%	26,283 69.8%	28,007 67.1%	29,125 64.3%
老年人口 (65歳以上)	2,665 9.0%	3,372 10.7%	4,146 11.9%	5,032 13.4%	6,190 14.8%	7,641 16.9%

※合計値は年齢不詳を含む

資料：国勢調査

2 世帯構成の状況

粕屋町の一般世帯総数は、平成2年に9,292世帯であったものが、平成27年の17,995世帯となり、25年間で8,703世帯増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、減少傾向ではありますが、大きな変化はありませんでした。核家族世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の割合に注目すると、平成2年に5.0%であったものが、平成27年には11.8%となりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の1,699世帯から平成27年には5,263世帯となり、25年間で3,564世帯増加しました。単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らし世帯の割合に注目すると、平成2年に14.3%であったものが、平成27年には24.5%となりました。

高齢者夫婦のみと高齢者のひとり暮らし世帯など、高齢者のみの世帯が増加している様子がうかがえます。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯 総数	核家族 世帯数	高齢者 夫婦のみ	単独 世帯数	高齢者 ひとり暮らし
平成2年	9,292	6,087	307	1,699	243
	100.0%	65.5%	3.3%	18.3%	2.6%
平成7年	10,493	6,770	466	2,211	345
	100.0%	64.5%	4.4%	21.1%	3.3%
平成12年	12,620	7,871	624	3,214	543
	100.0%	62.4%	4.9%	25.5%	4.3%
平成17年	14,098	8,711	818	3,601	659
	100.0%	61.8%	5.8%	25.5%	4.7%
平成22年	16,220	10,201	1,051	4,356	900
	100.0%	62.9%	6.5%	26.9%	5.5%
平成27年	17,995	11,254	1,333	5,263	1,290
	100.0%	62.5%	7.4%	29.2%	7.2%
		100.0%	11.8%	100.0%	24.5%

資料：国勢調査

第2節 障がい者手帳所持者などの状況

1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成25年の1,414人と平成29年の1,391人を比較すると23人減少しました。

年代別でみると、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上で、平成29年には、18歳以上の身体障害者手帳所持者が1,344人で、全体の96.6%を占めました。障がい程度別でみると、最重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。平成29年には、身体障害者手帳1級の所持者と2級の所持者を合わせると673人で、全体の48.4%を占め、重度の身体障害者手帳所持者がおおむね半数となりました。障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成29年には807人で、全体の58.0%を占めました。

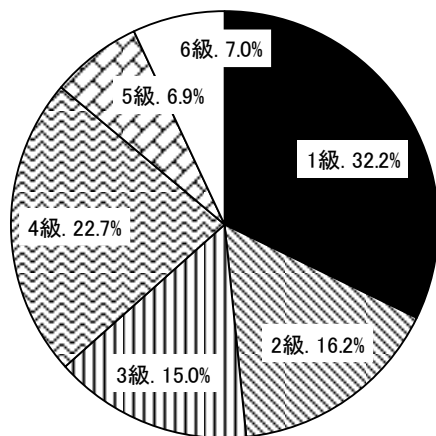
<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

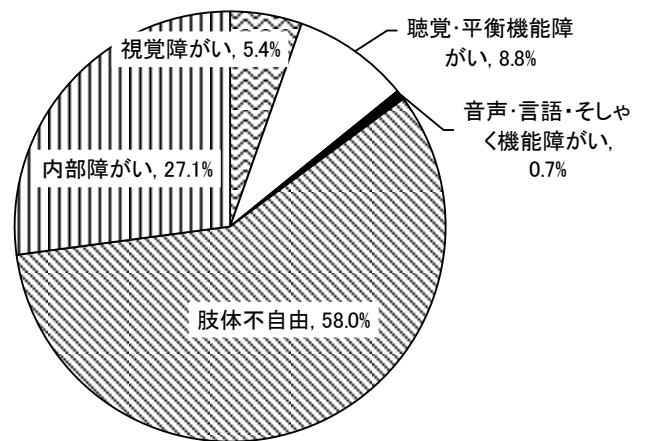
区分		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
合計		1,414	1,482	1,448	1,490	1,391
年代別	18歳未満	39	41	44	52	47
	18歳以上	1,375	1,441	1,404	1,438	1,344
障がい程度別	1級	424	446	442	460	448
	2級	211	225	227	233	225
	3級	212	227	217	222	209
	4級	361	369	361	369	316
	5級	100	104	104	105	96
	6級	106	111	97	101	97
障がい種別	視覚障がい	86	88	89	87	75
	聴覚・平衡機能障がい	122	125	116	125	122
	音声・言語・そしゃく機能障がい	15	14	12	12	10
	肢体不自由	796	839	835	852	807
	内部障がい	395	416	396	414	377

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

<障がい程度別の割合（平成 29 年）>



<障がい種別の割合（平成 29 年）>



2 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数は、平成 25 年の 267 人と平成 29 年の 366 人を比較すると 99 人増加しました。

年代別でみると、18 歳以上の療育手帳所持者のほうが、18 歳未満よりも多く、平成 29 年では、18 歳以上の療育手帳所持者が 227 人で、全体の 62.0%を占めました。障がい程度別でみると、中・軽度である療育手帳 B の所持者のほうが、重度の A よりも多く、平成 29 年では、療育手帳 B の所持者が 228 人で、全体の 62.3%を占めました。

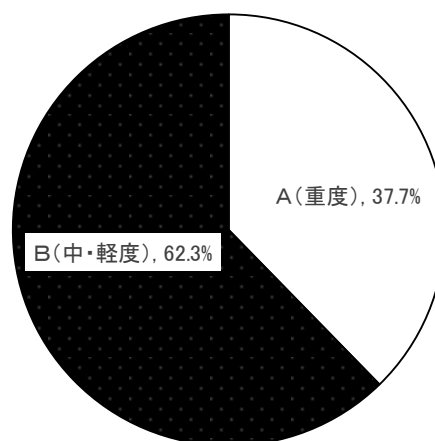
<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合計		267	295	319	348	366
年代別	18 歳未満	86	103	108	127	139
	18 歳以上	181	192	211	221	227
障がい程度別	A(重度)	105	117	124	131	138
	B(中・軽度)	162	178	195	217	228

資料：福祉行政報告例（各年 3 月 31 日現在）

<障がい程度別の割合（平成 29 年）>



3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成 25 年の 233 人と平成 29 年の 316 人を比較すると 83 人増加しました。

年代別でみてみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の大半が 18 歳以上で、平成 29 年では、18 歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者が 301 人で、全体の 95.3%を占めました。障がい程度別でみてみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の大半が 2 級で、平成 29 年では、精神障害者保健福祉手帳 2 級の所持者が 178 人で、全体の 56.3%を占めました。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成 25 年の 457 人と平成 29 年の 600 人を比較すると 143 人増加しました。

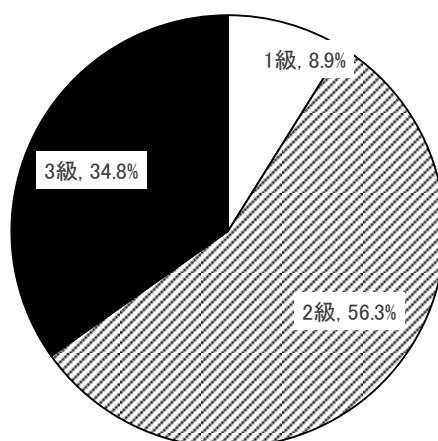
＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合計		233	263	283	301	316
年代別	18 歳未満	3	5	9	12	15
	18 歳以上	230	258	274	289	301
障がい程度別	1 級	23	27	26	26	28
	2 級	128	152	168	173	178
	3 級	82	84	89	102	110

資料：精神保健福祉センター（各年 3 月 31 日現在）

＜障がい程度別の割合（平成 29 年）＞



＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

単位：人

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	457	472	513	558	600

資料：精神保健福祉センター（各年 3 月 31 日現在）

4 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などが難病に該当します。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは、130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。医療費助成制度の対象となる指定難病は、平成 29 年 4 月から 330 疾病となりました。また、小児慢性特定疾病は、平成 29 年 4 月から 722 疾病となりました。

粕屋町での特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は、平成 29 年には 328 人となり、また、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は、平成 29 年には 42 人となりました。

<特定医療費（指定難病）受給者証所持者数などの推移>

単位：人

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数	275	293	305	310	328
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	43	43	39	37	42

資料：福岡県粕屋保健福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）
平成 27 年以降のデータは新しい医療費助成制度に基づく人数

第2部 障がい者計画

第1章 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

I 権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる地域共生社会の実現をめざします。

障がいのある人が、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしておくことや、行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう取り組みます。権利を擁護するための相談支援や制度の利用を促進することで、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

II 自分らしい自立した生活を支援していきます

自分らしい日常生活または社会生活を営むことができるように障がいのある人たちの生活支援のための基盤づくりをすすめることで地域共生社会の実現をめざします。

保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができるように、また、仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できるとともに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるように、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

III 社会参加の機会を充実していきます

学校など生活の場や地域などでの活動の場が社会参加の機会として充実したものとなるよう、障がいのある人にとって配慮された環境に整えていくことで、地域共生社会の実現をめざします。

適切な療育の機会とともに、乳幼児期や学齢期のともに育つ機会や一人ひとりの可能性を活かした教育の機会など、学校教育を充実させる取組をすすめます。また、地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させる取組や、バリアフリーを推進する取組により、より多くの社会参加の機会を充実していきます。

第2章 施策の体系

基本目標	施策の柱	施策
Ⅰ 権利を守って いきます	1 理解の促進と 差別解消の推進	(1) 障がいのある人に対する理解の促進 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進
	2 人権や権利を擁護する ための仕組みづくり	(1) 情報のバリアフリーの推進 (2) 権利擁護のための相談支援や制度利用の充実 (3) 役場などの事務や事業での権利擁護のための配慮
Ⅱ 自分らしい自立した生活を支援して いきます	1 生活支援のための 基盤づくり	(1) 生活を支援するための情報提供の充実 (2) 生活を支援するための相談支援体制の充実 (3) 生活を支援するためのサービスの充実 (4) 地域生活への移行支援の充実
	2 保健・医療サービスの 充実	(1) 適切な支援につなげるための障がいの早期発見体制 や関係機関との連携の充実 (2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進 (3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実 (4) 精神保健・医療に関する施策の推進 (5) 難病患者などへの支援の充実
	3 雇用と就労の充実	(1) 就労支援の推進 (2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実 (3) 雇用・就労機会の拡充 (4) 福祉的就労の場の充実
	4 安心・安全対策の推進	(1) 災害時の避難行動支援体制の充実 (2) 防犯対策の推進
Ⅲ 社会参加の機会を 充実していきます	1 療育と教育の充実	(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実 (2) 療育の場と発達支援の機会の充実 (3) 乳幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実 (4) 学校における進路指導・就労指導の充実 (5) 学校教育施設などのバリアフリーの推進
	2 地域での交流や スポーツ・文化活動への 参加の機会の充実	(1) 地域での交流の機会の充実 (2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実 (3) 障がいのある人やその家族の団体の支援 (4) ボランティアの育成と活動の支援
	3 生活環境の整備	(1) 福祉環境整備の促進 (2) 住宅・住環境整備の推進

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ 権利を守っていきます

1 理解の促進と差別解消の推進

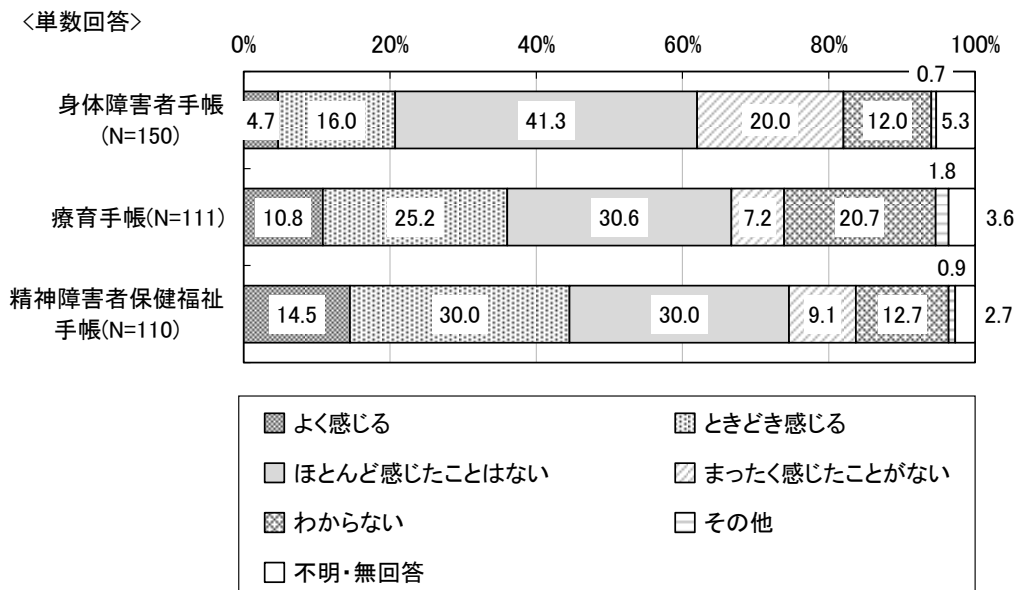
■現状と課題

○障がいのある人に対する差別や偏見がまだまだ根強い

当事者アンケートでは、日常生活において、差別や偏見を感じることや疎外感があるかどうかについてたずねたところ、身体障害者手帳ならびに療育手帳の所持者では「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことがない」を合わせた『差別や偏見、疎外感を感じたことがない』の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『差別や偏見、疎外感を感じる』の割合が高くなっていました。また、『感じる』と回答した人たちが挙げた場面として、「人間関係」が最も高くなっていました。

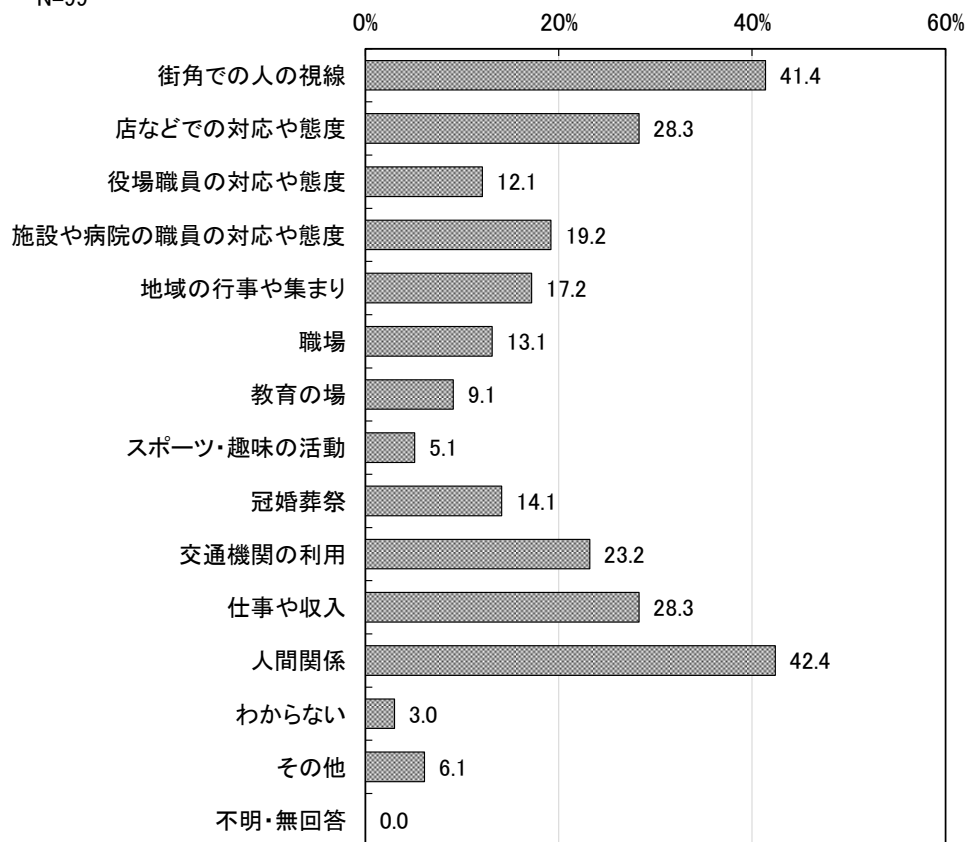
日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じるかについてたずねたところ、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳の所持者では「一定の配慮はなされていると思う」と「どちらかといえば配慮がなされていると思う」を合わせた『障がいのある人への配慮がなされていると思う』の割合が高く、療育手帳の所持者では「どちらかといえば配慮がなされていないと思う」と「ほとんど配慮がなされていないと思う」を合わせた『障がいのある人への配慮がなされていないと思う』の割合が高くなっていました。

＜日常生活において、差別や偏見を感じることや疎外感があるかどうかについて＞



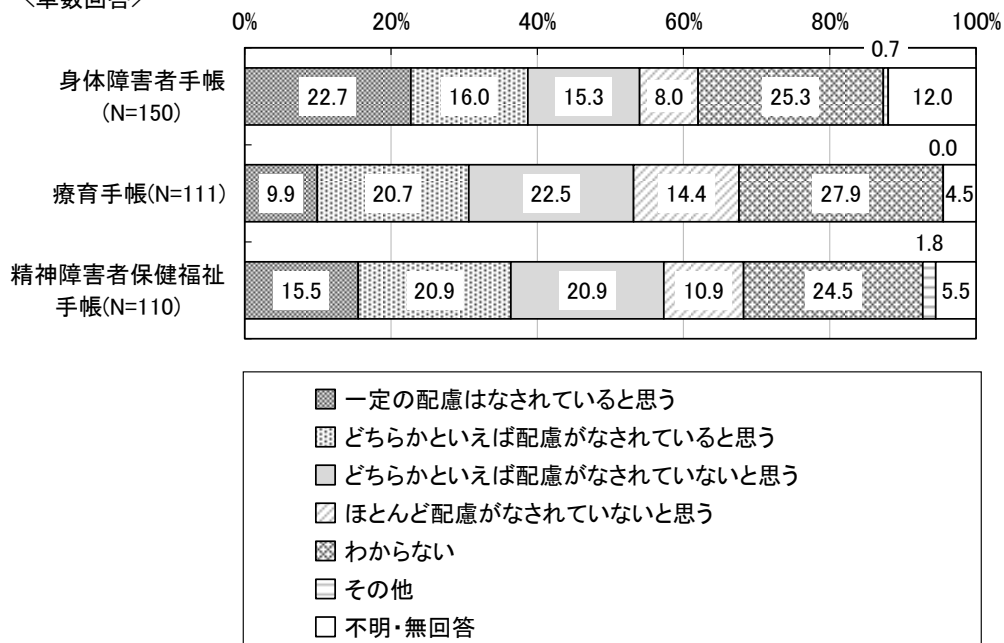
<日常生活において、差別や偏見を感じることや疎外感がある場面について>

<複数回答>
N=99



<日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされているかについて>

<単数回答>



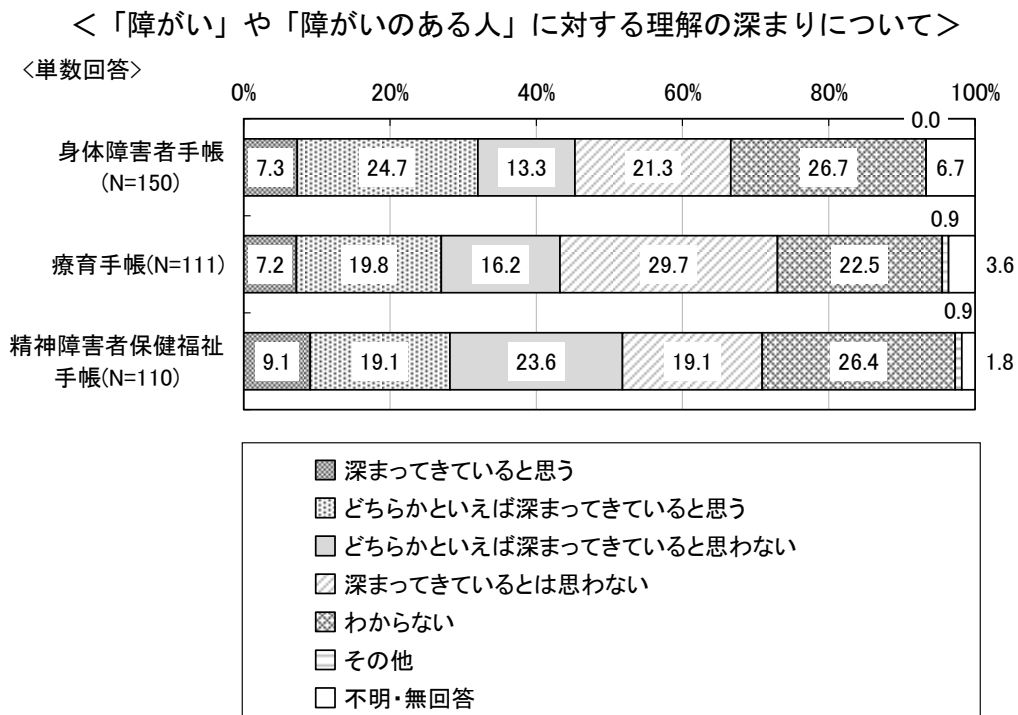
関係団体ヒアリングでは、「昔に比べると、地域の方で理解のある方が増えてきた。本当にありがたい」などの意見の一方で、「心ない言葉を直接言われるようなことはないが、そばに

いる子どもの手を引っ張って行ってしまふようなことはある」などの意見がありました。また、「難病に対するイメージが悪い、難病は重い病気というネガティブなイメージがあるので、難病という周囲の人も本人もすごくショックを受ける。そのことで社会参加の機会が制限されてしまっているところもある」などと指摘する意見もありました。

課題把握調査では、「社会の無理解、偏見がいまだに多いと感じる」や「障がいのある家族に対して周囲の人たちがどのような目で見ているのか、そのことをとても気にしている人が少なくない」などの意見とともに、「障がいのある子どもへの理解が周りになかったり、もっと外へ出していきたいと思っても人の目が気になったりして、地域行事への参加ができない」などの意見がありました。また、「目に見える障がいは、周囲の子どもたちから見てもわかるし、その子どもたちへの対応は何となくでもわかっているが、目に見えない障がいはとまだまだ周囲の目が冷たい」などと指摘する意見もありました。

○障がいのある人についての理解を深めるための取組が大事だ

当事者アンケートにおいて、「障がい」や「障がいのある人」に対する理解の深まりについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「どちらかといえば深まってきていると思わない」と「理解が深まってきているとは思わない」を合わせた『深まってきているとは思わない』の割合が高くなっていました。



関係団体ヒアリングでは、「粕屋町では町立保育所で障がいのある子を受け入れてくれている。周囲の子たちも障がいに対する敷居が低くなっている気がする。地域の小学校でも保育所でも積極的に受け入れてくれて、そういう人たちがどんどん育ってくれるといいと思う」などと指摘する意見がありました。また、「親御さんたちは、子どもに障がいがあることを隠すのではなく、地域の方に知ってもらって理解してもらうことで、子どもにとっていい支援

をしてくれる町になればいいと思う」などの意見もありました。

課題把握調査では、「障がいに対する知識がないため、偏見や差別がうまれてしまう。権利を守っていくためには、障がいに対する知識を持ち、できないところを補い、お互いに助け合えるような環境になったらいいと思う」や「合理的配慮が広まってきているが、実際のところはまだ差別があっているように思う。理解されていなかったり、よく思われていなかったりしていると思う。合理的配慮をもっと多くの人に知ってもらうことが必要だ」などの意見がありました。また、「小学校低学年から障がいについて学ぶ機会があったほうがいいと思う。定期的に学習していけば、いじめや差別は減っていくと思う。また、保護者にも学習する機会があったら良いと思う」などを指摘する意見がありました。さらに、「頭のなかで考えるのではなく、実際に触れあうこと。そういう機会をつくることも一つの方法だと思う」などの意見もありました。

施策の方針

- ◇ すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「地域共生社会」の実現をめざします。そのために粕屋町では、
- ① 障がいのある人に対する理解を深めるための取組をすすめます。
 - ② 障がいを理由とする差別の解消をすすめます。

具体的な施策

(1) 障がいのある人に対する理解の促進

取組内容	所管課
住民や事業所などが、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、広報かすや、ホームページ、庁舎ロビーのテレビなど多様な情報媒体を積極的に活用します。	介護福祉課
障がい福祉について、住民や事業所などの理解を深めるため、講演会や勉強会、イベントなどの実施、情報提供の機会の充実を図ります。身近な地域で理解を深めるための機会を設けていきます。	介護福祉課
児童・生徒が幼少の頃から、障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育において、人権教育や福祉教育をすすめるとともに、教育を担う人たちの研修の充実を図ります。	健康づくり課 子ども未来課 学校教育課

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

取組内容	所管課
障害者差別解消法について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談や問題解決のための体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。	介護福祉課
障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な雇用の機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が発揮できるための取組を促進します。	総務課 介護福祉課

2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

■現状と課題

○虐待を防止していくための取組をすすめていくことが大事だ

課題把握調査では、「虐待となる事態にならないよう、少人数のつながりでなく多くの人たちと触れ合う環境を築くことが大事だと思う。周りが異変をすぐに感じ取ることができれば、対応も早いと思う」などの意見とともに、「虐待を防止するために虐待が疑われるときには身近な人からの通報。行政側もためらわず家庭にふみこんでほしい」などの意見がありました。

○障がいのある人の権利を守っていくための制度の周知と利用の促進が大切だ

当事者アンケートでは、成年後見制度の周知度について、いずれの手帳所持者においても「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせた『内容を知らない』の割合が高くなっていました。

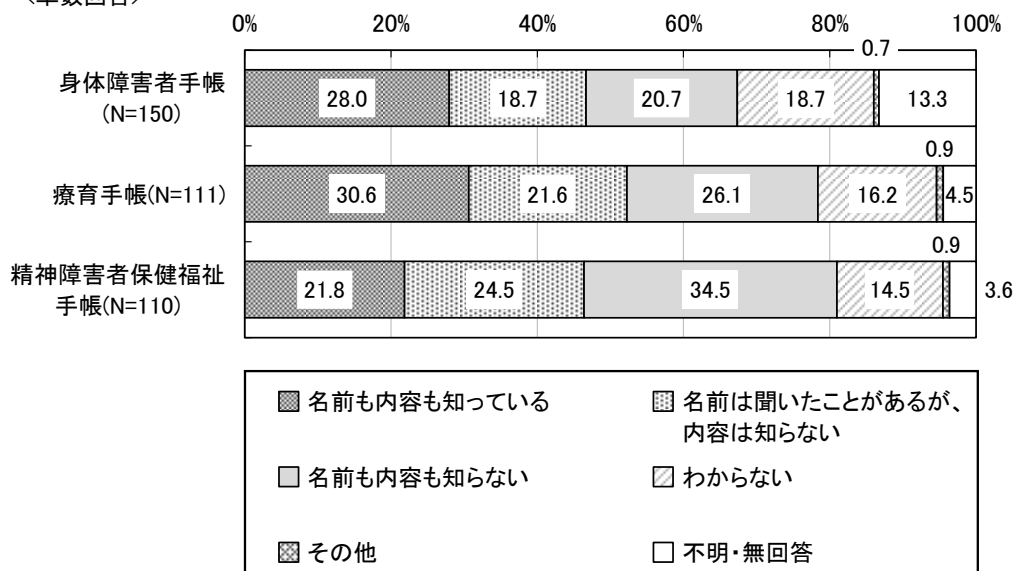
成年後見制度の利用意向をみると、いずれの手帳所持者においても「将来、必要があれば利用したい」の割合が高く、特に療育手帳の所持者ではおよそ6割を占めていました。

日常生活自立支援事業の周知度について、いずれの手帳所持者においても「名前も内容の知らない」の割合が高くなっていました。

日常生活自立支援事業の利用意向をみると、いずれの手帳所持者においても「将来、必要があれば利用したい」の割合が高くなっていました。

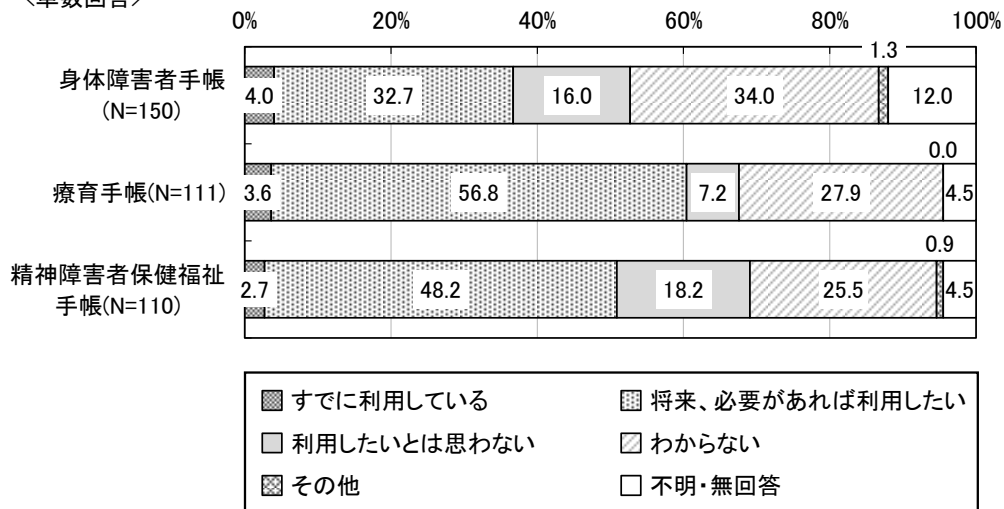
<成年後見制度の周知度について>

<単数回答>



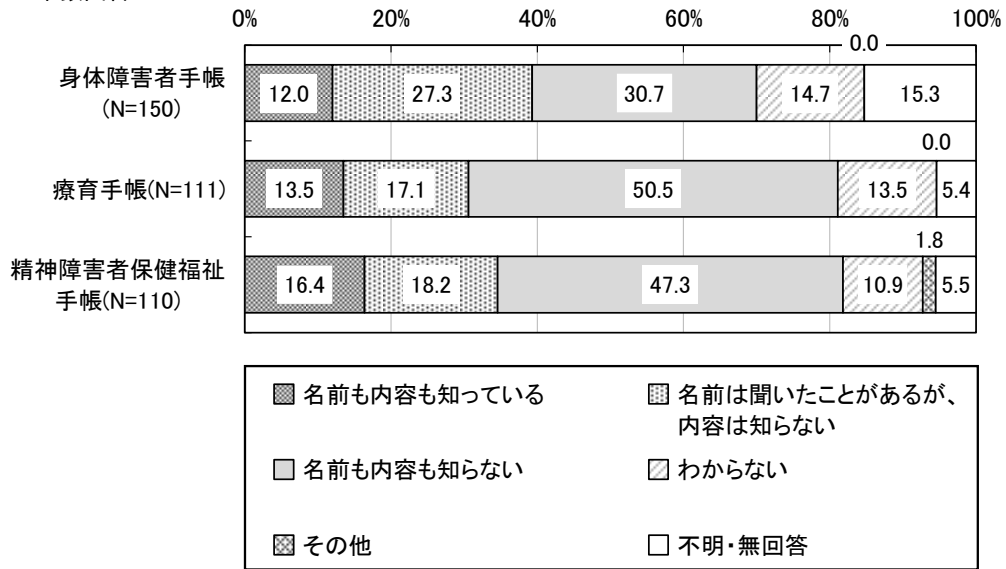
<成年後見制度の利用意向について>

<単数回答>



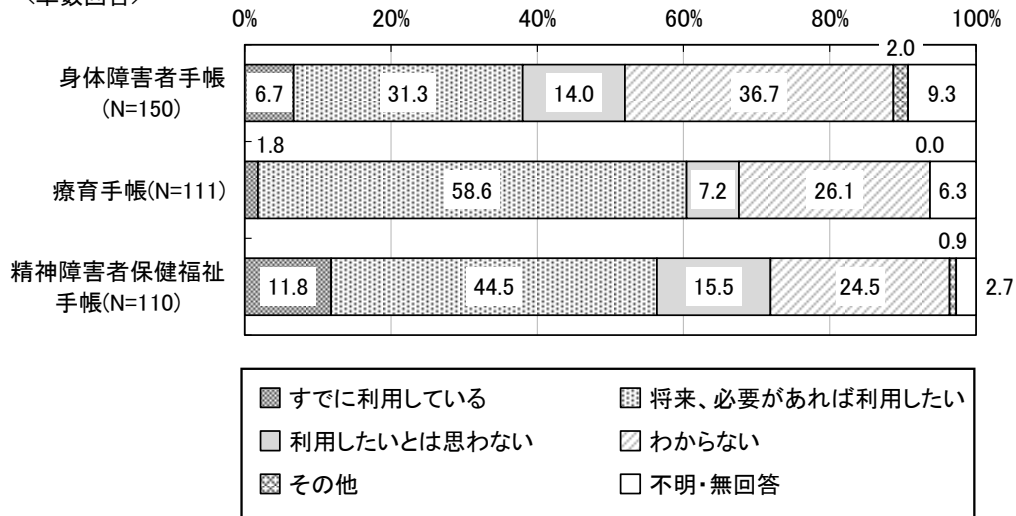
<日常生活自立支援事業の周知度について>

<単数回答>



<日常生活自立支援事業の利用意向について>

<単数回答>



施策の方針

- ◇ 情報の取得や情報の伝達を、より簡単で便利にしていくこと、権利を擁護するための相談支援や制度利用の充実を図ることで、障がいのある人の権利が守られ、また、障がいのある人が行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができる「地域共生社会」の実現をめざします。そのために粕屋町では、
- ① 情報のバリアフリーをすすめます。
 - ② 障がいのある人の権利擁護のための取組をすすめます。
 - ③ 役場などにおける事務や事業のなかで存在する社会的障壁の解消をすすめます。

具体的な施策

(1) 情報のバリアフリーの推進

取組内容	所管課
障がいのある人に伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、および録音媒体などを活用するとともに、町のホームページについては、文字拡大機能や背景色変更機能などを強化しながら、わかりやすい情報提供をすすめます。	全課
広く住民の参加を求める講演会などでは、情報が伝わるように、必要な配慮を行います。	全課
手話通訳者や要約筆記者など、コミュニケーションの支援に関わる人材の養成ならびに派遣事業の充実を図ります。	介護福祉課
町の広報誌やホームページ、窓口などで配布する冊子やパンフレット、講演会や勉強会の開催などを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。	全課

(2) 権利擁護のための相談支援や制度利用の充実

取組内容	所管課
障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。	総務課 介護福祉課
障がい者虐待防止センター（介護福祉課障害者福祉係内）の機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見に努めます。	介護福祉課
関係機関と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。	介護福祉課
判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業の普及啓発と利用促進を図ります。	介護福祉課
福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携して福祉サービス苦情解決委員会などの苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者などの権利擁護および福祉サービスの向上に努めます。	介護福祉課

(3) 役場などの事務や事業での権利擁護のための配慮

取組内容	所管課
町職員などに対し、障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	総務課
役場などにおける事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。	全課
役場などにおける事務や事業の実施にあたっては、個人情報情報の漏えいなどの発生により、個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識したうえで、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組みます。	全課
役場などの窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取組をすすめます。	全課
役場などでは、相談・申請のための窓口やトイレ、会議室などへ円滑に移動できるよう、合理的配慮としてバリアフリーをすすめます。	施設管理所管課 介護福祉課
投票所での段差解消など、投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会

基本目標Ⅱ 自分らしい自立した生活を支援していきます

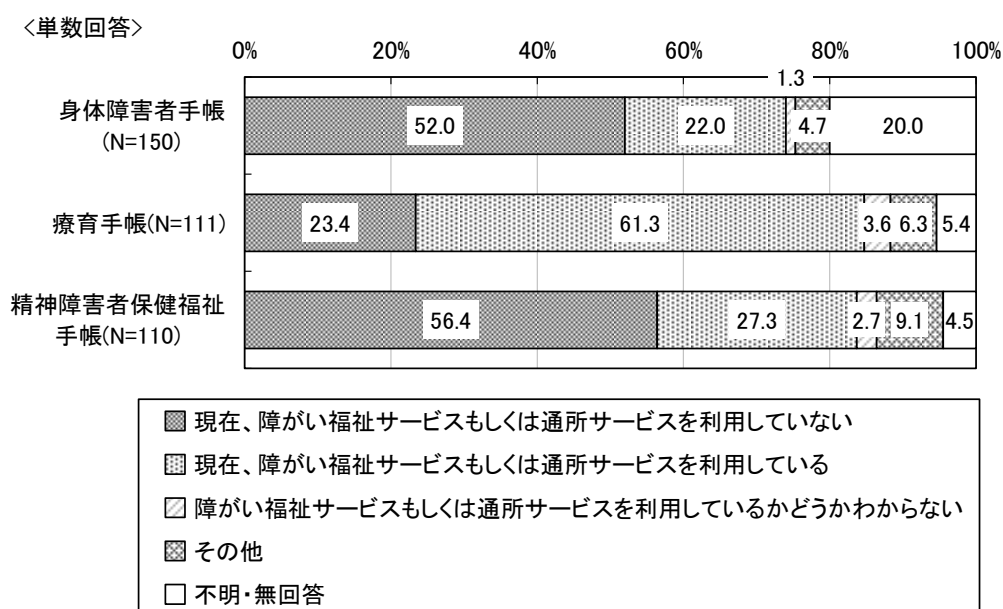
1 生活支援のための基盤づくり

■現状と課題

○地域生活を支援していくため、福祉サービスの量や質を充実させていくことが大事だ

当事者アンケートにおいて、障害者総合支援法による障がい福祉サービスや児童福祉法による通所サービスの利用状況についてたずねたところ、療育手帳の所持者では「現在、障がい福祉サービスもしくは通所サービスを利用している」、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳の所持者では「現在、障がい福祉もしくは通所サービスを利用していない」の割合が高くなっていました。

＜障がい福祉サービスや通所サービスの利用状況について＞



関係団体ヒアリングでは、「通所しているが週末は家にいる。帰って来てからはテレビを見たり、ゲームをしたりしている。ヘルパーを頼みたいが、自分が行きたいというときにタイミングが合わないので、なかなか利用できない」などの意見とともに、「卒業後のことだが、粕屋町は障がいのあるお子さんが多いのに、事業所は他町ばかりで町内で利用できる場所がない」や「その人に合った就労というのがみんなそれぞれ違うので、結局サービスの種類が全部ないと就労継続支援B型だけでは物足りない人も出てくる。うちの子どもも就労継続支援A型が近くにあれば通うことができるかもしれないが、場所が遠くにあって電車やバスの乗り換えが必要になると、きっと難しくなると思う」などの意見がありました。また、「1人で留守番できればいいが、それも難しい。本人はもちろんだが、家族が少しでもゆとりのあ

る生活ができるような預け方ができるとありがたい。本当は仕事もしたいが、仕事にも行けず息子の帰りを待っているような状態」など、家族支援について指摘する意見もありました。さらに、「仕事をしているため放課後等デイサービスに預けているが、町に重度の障がいのある子どもを預けられる場所が1ヶ所しかないので、福岡市の事業所も利用している。町にもっと事業所があったらいいと思う。ショートステイと日中一時支援をやっている施設が全くない」など、重度の障がいのある子どもやその家族に対する支援の不足を指摘する意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある人だけではなく、家族が24時間ずっとお世話されていることに対しては大変だと思う」などの意見とともに、「本人への支援はもちろんだが、関わってくれている家族への支援をしっかりと行う必要がある」など、家族支援の必要性を指摘する意見がありました。

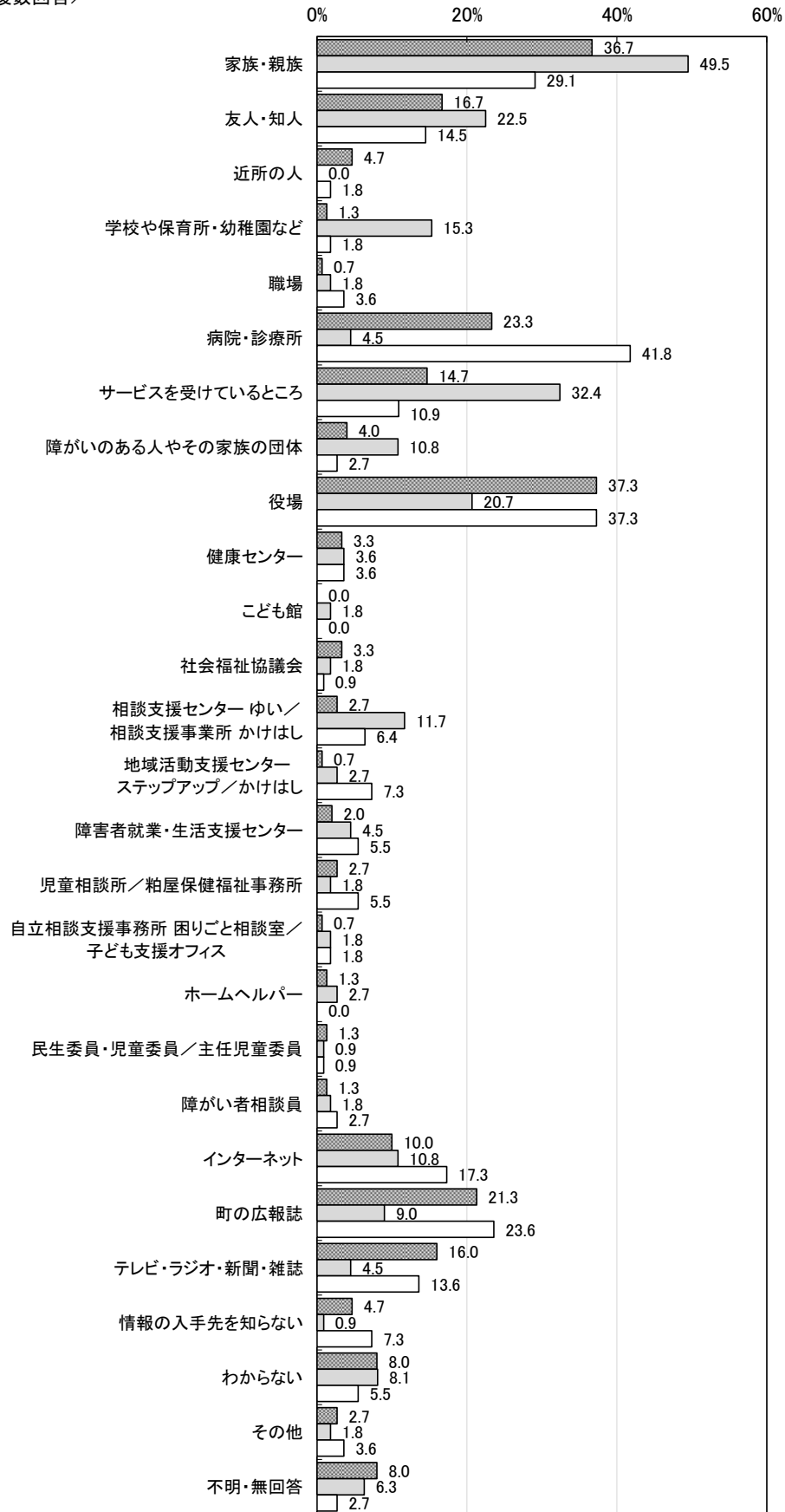
○生活支援を行うために大切になる情報をきちんと提供されることが求められている

当事者アンケートにおいて、福祉に関するサービスなどの情報の入手先についてたずねたところ、身体障害者手帳の所持者では「役場」、療育手帳の所持者では「家族・親族」、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「病院・診療所」の割合が高くなっていました。

また、福祉のサービスを利用するときの困りごとについてたずねたところ、療育手帳の所持者では「どのサービス事業者がよいかわからない」、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「どんなサービスがあるのか知らない」の割合が高くなっていました。また、療育手帳の所持者では「サービス事業者の情報が不十分」の割合が高くなっていました。

＜福祉に関するサービスなどの情報の入手先について＞

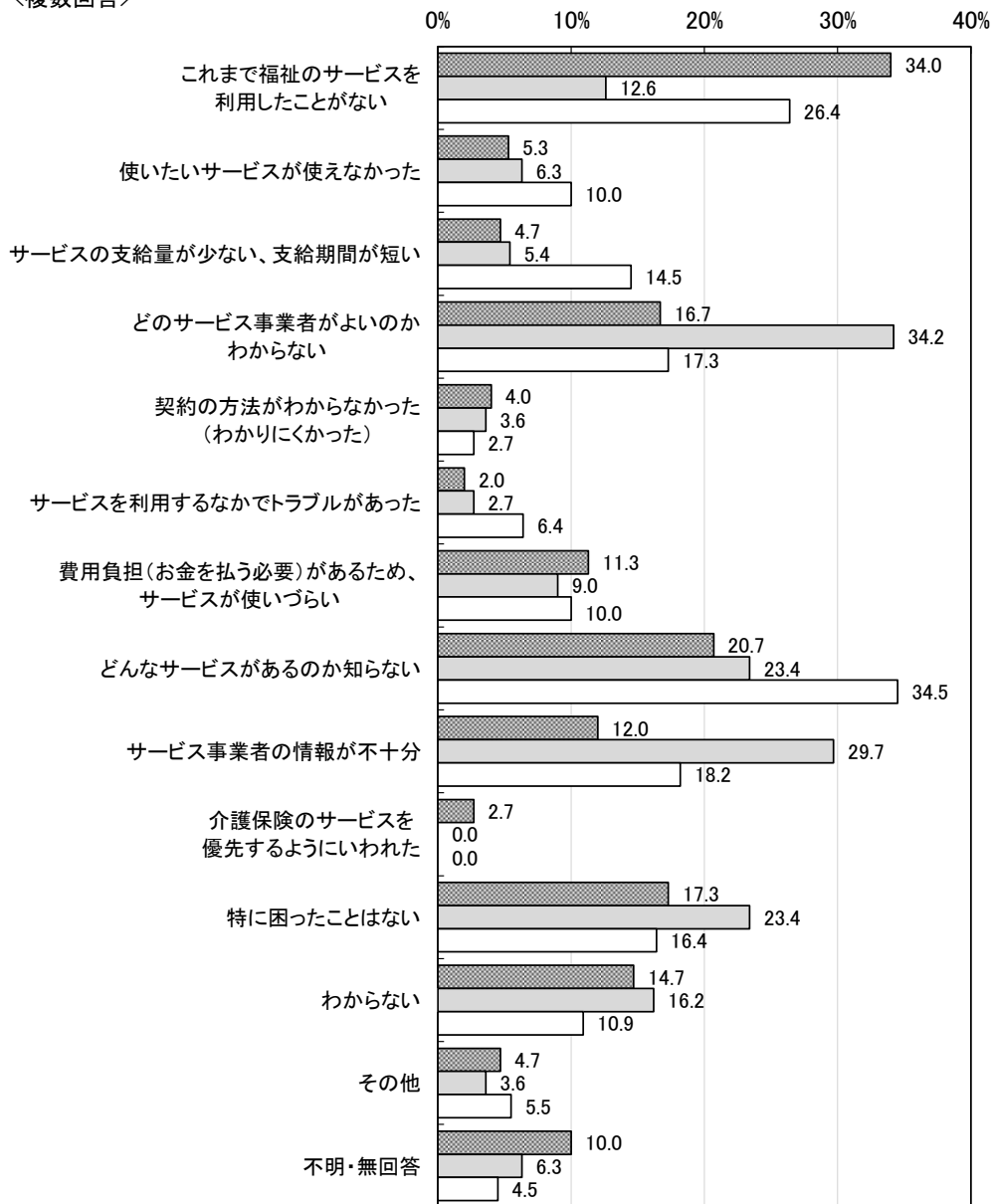
＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

＜福祉のサービスを利用するときの困りごとについて＞

＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

関係団体ヒアリングでは、「情報は聞かないともらえないので、その辺の門戸を少しでも拡げていただけるとありがたい。書き方ももう少しだけ書き方をしてもらえるとわかりやすい。今はホームページなどもあるので、もう少し詳しく書いてもらえると助かる」などを指摘する意見がありました。

課題把握調査では、「行政サービスが、いつ、どのような形で提供されているのか知らない人も多い。さまざまな手続きで関わる際に周知していくことも必要ではないかと思う」などの意見がありました。

○本人の意思を尊重し、意思決定についてしっかりと支援していくことが大切だ

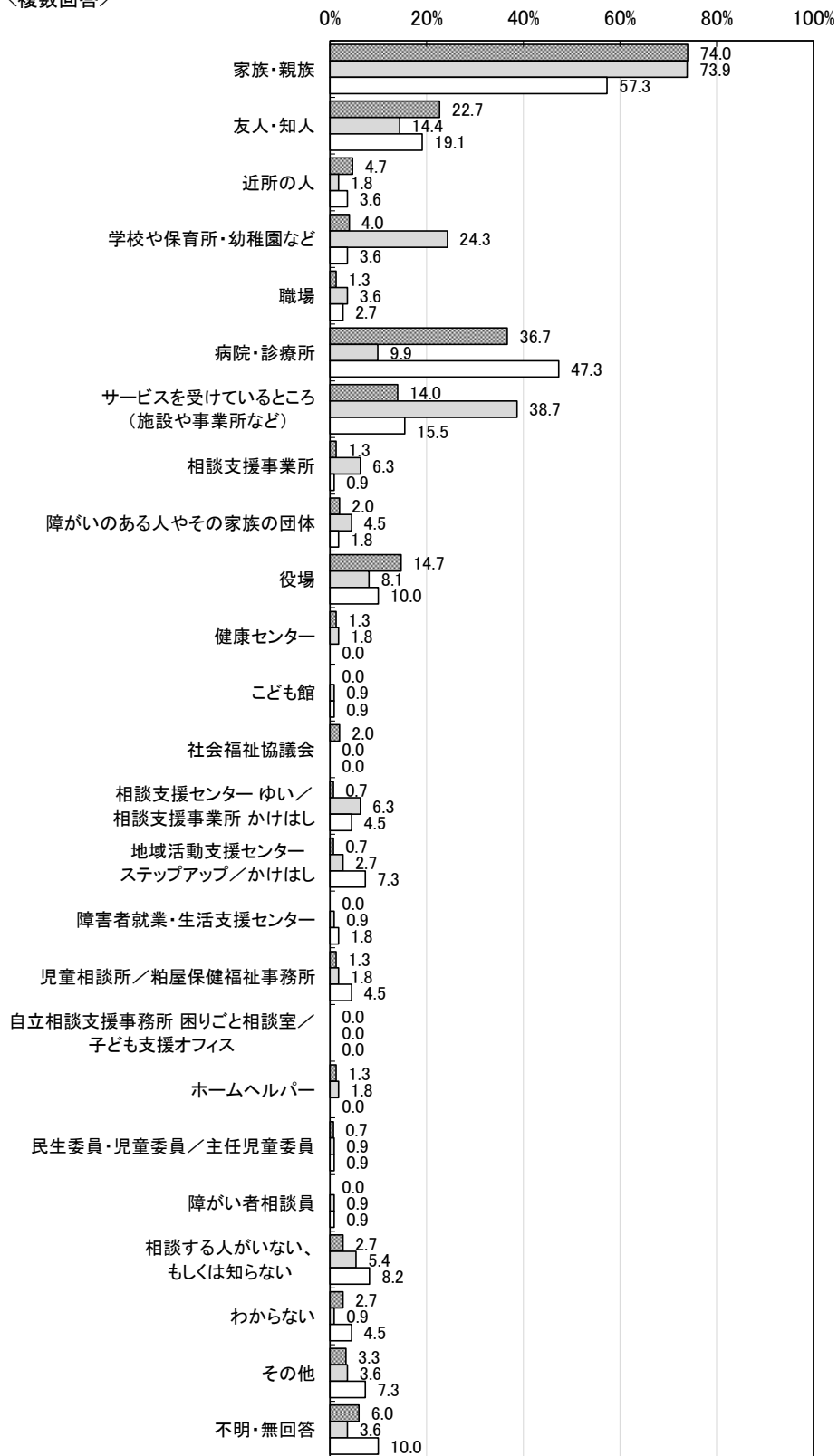
課題把握調査では、「意思疎通が困難な場合、当事者の意向の確認が難しく家族などの意見で動いてしまう」などの意見とともに、「支援ばかりを考え、一人でできるかもしれないことまで世話をしてしまっていることが問題だと思う」や「その人をその人らしく尊重して、その人の持っている力を認めつつ、生活が充実していけることが大切。本人に合わせず支援者が支援者側に合わせてしまっていることがある」などを指摘する意見がありました。

○必要な支援につながるよう、きめ細かくていねいな相談支援が求められている

当事者アンケートにおいて、悩みや困ったことを相談するところについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「家族・親族」の割合が最も高くなっていました。

＜悩みや困ったことを相談するところについて＞

＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

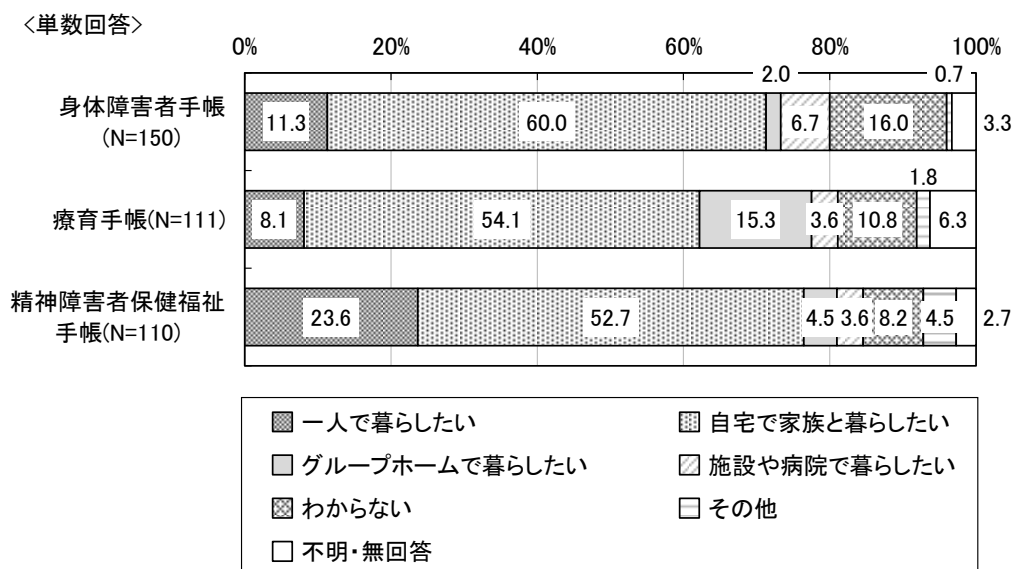
関係団体ヒアリングでは、「きょうだい児のサポートについて、親が死んだあと自分が一生見ていかないといけないのかとか、どうしたらいいのかを聞いてきたという話も聞いている。そのような悩みをひとりで抱え込まないように、そういう子を集めて話ができたり、相談できるような場があったりすればと思う」などと指摘する意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある家族にどう向き合っていけばいいのか。どう受容するのか。自分の人生との折り合いをどうつけるのか。悩みはつきないと思う」や「将来のこと、親が他界した場合、誰が面倒をみてくれるのか。きょうだいがいたとしてもお世話をしてもらえるのだろうかと悩んでいる人も多いと感じる」などの意見とともに、「相談する人がいない、相談窓口を知らないなどで家族だけで悩みを抱え込んでいる」などと指摘する意見がありました。また、「相談などできる場所を多くの人に知ってもらうために工夫したほうがいいと思う。また『気軽に』、『いつでも』、『どんなことでも』と、身近に感じられるものにしたほうがいいと思う」との意見もありました。

○今後の暮らし方のより良い選択のために悩んでいる

当事者アンケートにおいて、今後の暮らし方の希望についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「自宅で家族と暮らしたい」の割合が高くなっていました。一方、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「一人で暮らしたい」の割合がやや高くなっていました。

＜今後の暮らし方の希望について＞



関係団体ヒアリングでは、「グループホームなどがあればいいが、なかなかない。東区で働いているので、職場の近くにないかと探しているが、どこもいっぱい空きがない。誰か出ないかぎり入れない」などの意見とともに、「地域で暮らしていくとよく言われるが、昔は入所という感じで働く場所と生活する場所が一緒だったが、それを分けようということになってきた。しかし、分けたら分けたであまりにも離れすぎたり場所がなかったりした場合、仕事は辞められないし、じゃあ、どこに住むのかとなったときかなり厳しくなる」や「自分も体調が良かったり悪かったりするの、この先どうなるのかが一番心配。私がいなくなっ

たとき、この子はどうするのだろうか。それをいつも考えている。施設に入りたいが、現実としてなかなか難しい」などの意見がありました。また、「仮に粕屋町に新しくグループホームができたとしても、今は利用することは考えていない。将来のことを考えて預けられる方もいると思うが、自分が生きている間は手放したくないというお母さん方もいる」などと指摘する意見もありました。

課題把握調査では、「保護者が高齢になると家庭ではなかなか自立した生活ができにくくなるので、グループホームに入れるよう、施設の数を増やしてほしい」などの意見がありました。

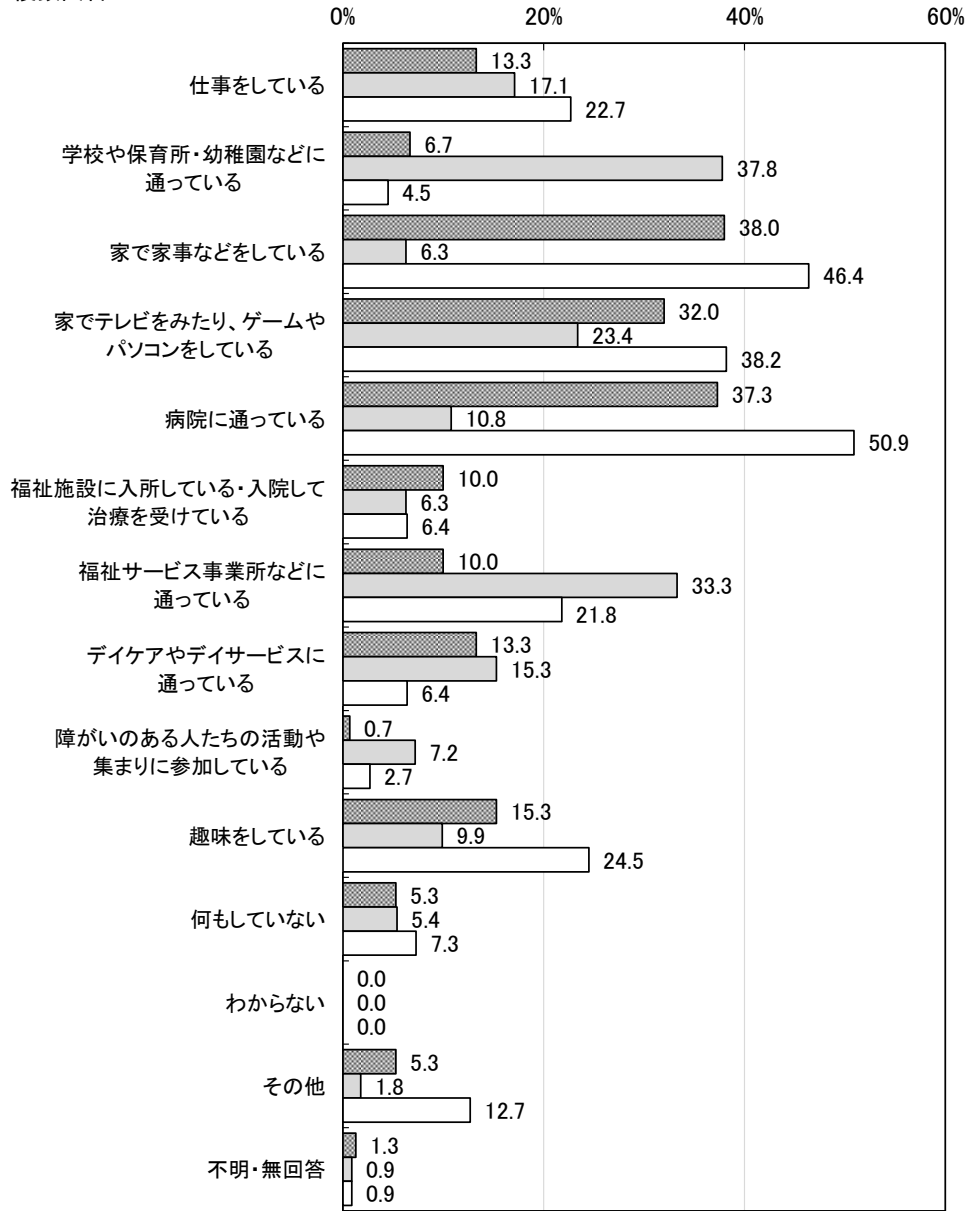
○日常的な外出や社会参加のため、移動支援の充実が求められている

当事者アンケートにおいて、日中の過ごし方についてたずねたところ、身体障害者手帳の所持者では「家で家事などを行っている」、療育手帳の所持者では「学校や保育所・幼稚園などに通っている」、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「病院に通っている」の割合が高くなっていました。また、療育手帳の所持者では「福祉サービス事業所などに通っている」、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「趣味をしている」の割合が高くなっていました。

また、外出の頻度についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「ほぼ毎日」の割合が最も高くなっていました。

＜日中の過ごし方について＞

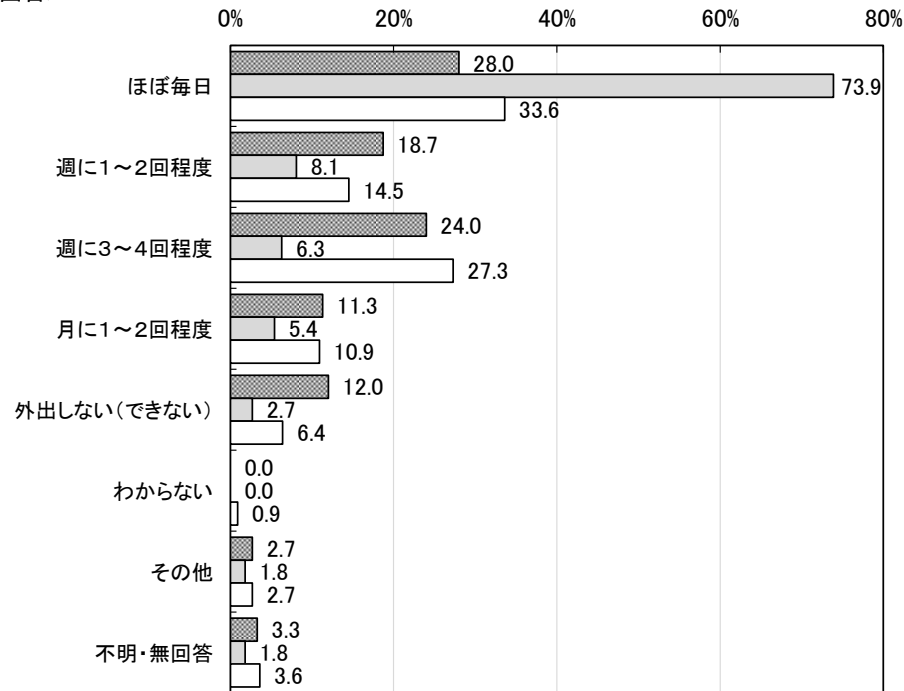
＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

＜外出の頻度について＞

＜単数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

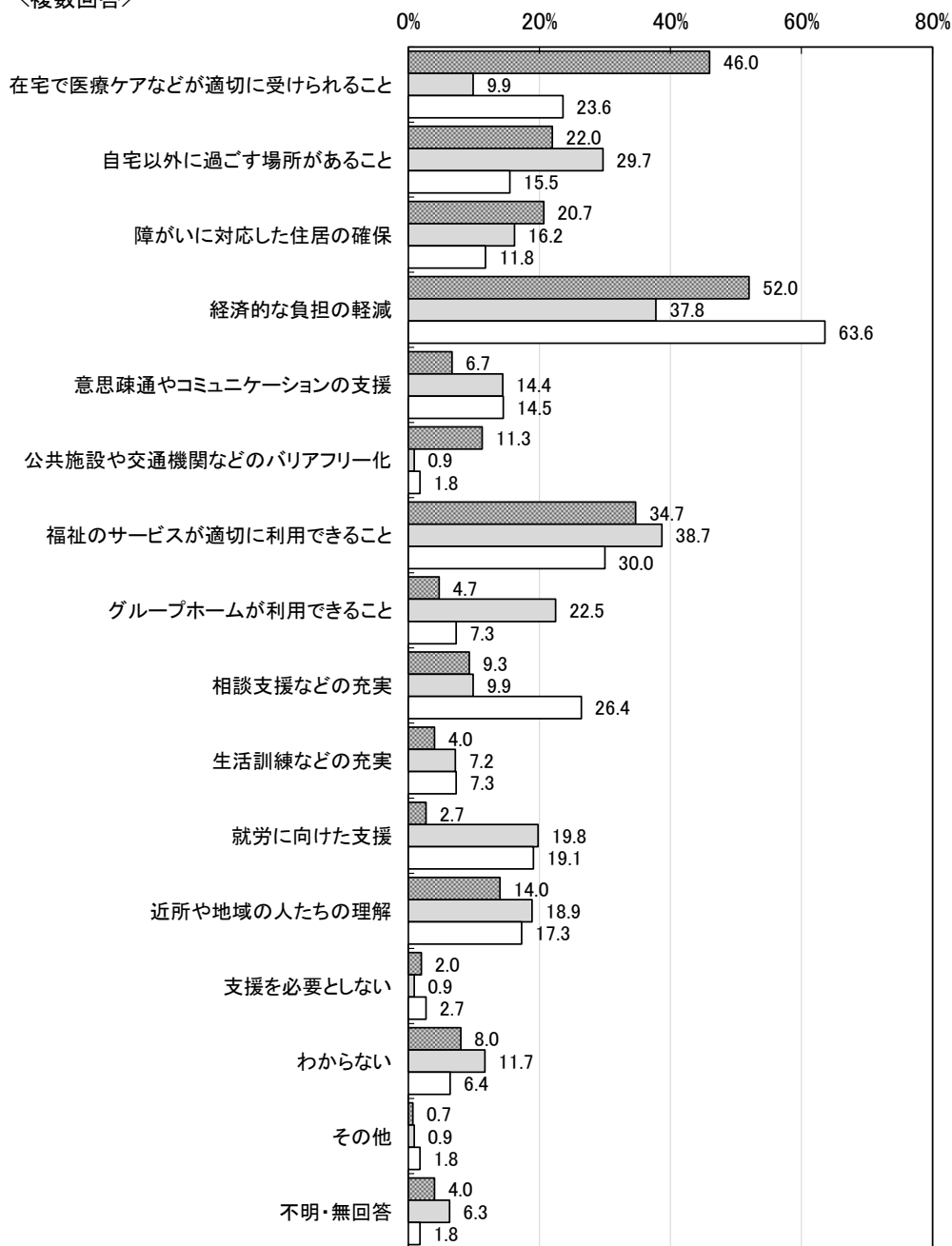
関係団体ヒアリングでは、「ヘルパーや移動支援をつけてもらっているが、登下校でサービスを使えたら本人の自立にもなる。そういうサービスが使えたらいいと思う」や「行事は土曜日にあることが多いが、参加したいが交通手段がない。そんなときに福祉バスを出していただくと助かる。昔はそういうものがあった」などの意見がありました。また、精神障がいのある人の家族からは、「絶対医療とは切り離せないので、家族が送ってくれるときはいいが、家族が高齢化して連れて行ってもらえなくなったらどうするかなど、通院手段の確保がとても悩ましい問題だ」などと指摘する意見もありました。

○生活に困窮している障がいのある人やその家族に対する適切な支援が求められている

当事者アンケートにおいて、地域生活において求められる支援についてたずねたところ、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳の所持者では「経済的な負担の軽減」、療育手帳の所持者では「福祉のサービスが適切に利用できること」の割合が高くなっていました。

＜地域生活において求められる支援について＞

＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

施策の方針

- ◇ 障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活を営むことができる「地域共生社会」の実現をめざします。そのために粕屋町では、
- ① 生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービスなどによる生活支援の充実を図ります。
 - ② 施設に入所している人や入院中の精神障がいのある人の退院や地域移行を促進するための環境整備をすすめます。

具体的な施策

(1) 生活を支援するための情報提供の充実

取組内容	所管課
町の広報誌やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容を分かりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。	介護福祉課 協働のまちづくり課

(2) 生活を支援するための相談支援体制の充実

取組内容	所管課
障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、町内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。	介護福祉課
相談支援にかかわる町職員の専門的知識の充実や適正配置をすすめるとともに、保健・医療・福祉・教育・就労などの連携強化を図りながら、切れ目のない相談支援をすすめます。	介護福祉課 健康づくり課 学校教育課 子ども未来課
相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる支援を紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援に努めます。	介護福祉課
障がい者相談員による相談活動の取組を支援するなど、障がいのある人がより相談しやすい環境づくりをすすめます。	介護福祉課

(3) 生活を支援するためのサービスの充実

取組内容	所管課
住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、障がい者団体やボランティア団体などと連携しながら、障がいのある人の社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。	介護福祉課
住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人の住まいと生活の場の確保や金銭管理などの生活援助の充実を図ります。	介護福祉課
障がいのある人の生活の支援や社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。	介護福祉課
自分らしい自立した生活を支援するため、日常生活用具や補装具などについて、適切な利用の促進を図るための啓発を行うとともに、給付の充実を図ります。	介護福祉課
地域で安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、各種手当などの給付や医療費の助成などを行います。	介護福祉課 総合窓口課
障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と連携しながら、充実を図ります。	介護福祉課 健康づくり課

(4) 地域生活への移行支援の充実

取組内容	所管課
住まいと生活の場に関する受け入れ条件を整えば、病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。	介護福祉課

2 保健・医療サービスの充実

■現状と課題

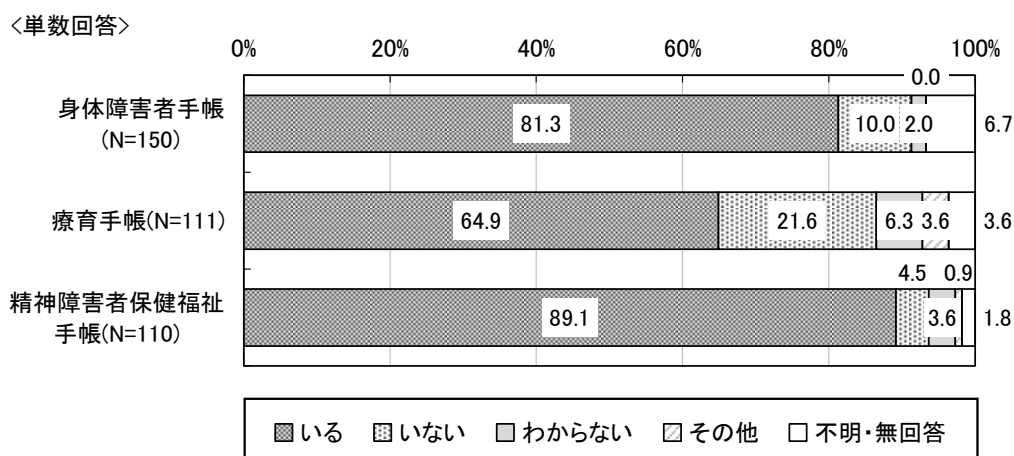
○保健や医療のサービスをきちんと利用できる安心感のある地域生活の支援が大切だ

当事者アンケートにおいて、かかりつけ医の有無についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「いる」の割合が最も高く、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者では約9割を占めていました。

現在の生活で困っていることや不安なことについては、療育手帳の所持者では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」の割合が高く、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳の所持者では「自分の健康や体力に自信がない」の割合が高くなっていました。

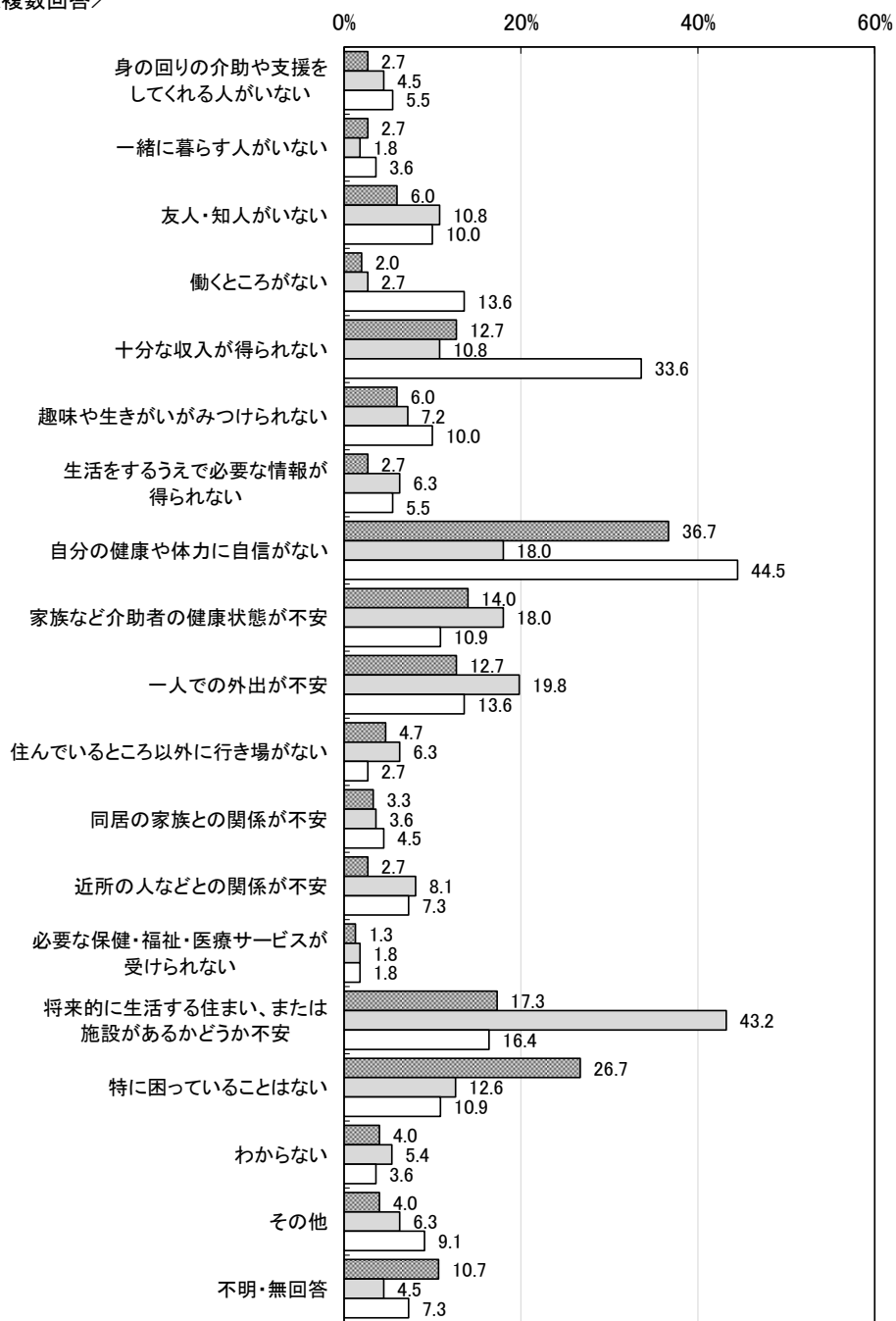
保健や医療に関して困っていることについては、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「医療費や交通費の負担が大きい」が高い割合となっていました。また、いずれの手帳所持者においても「待ち時間が長い」の割合が高くなっていました。

<かかりつけ医の有無について>



＜現在の生活で困っていることや不安なことについて＞

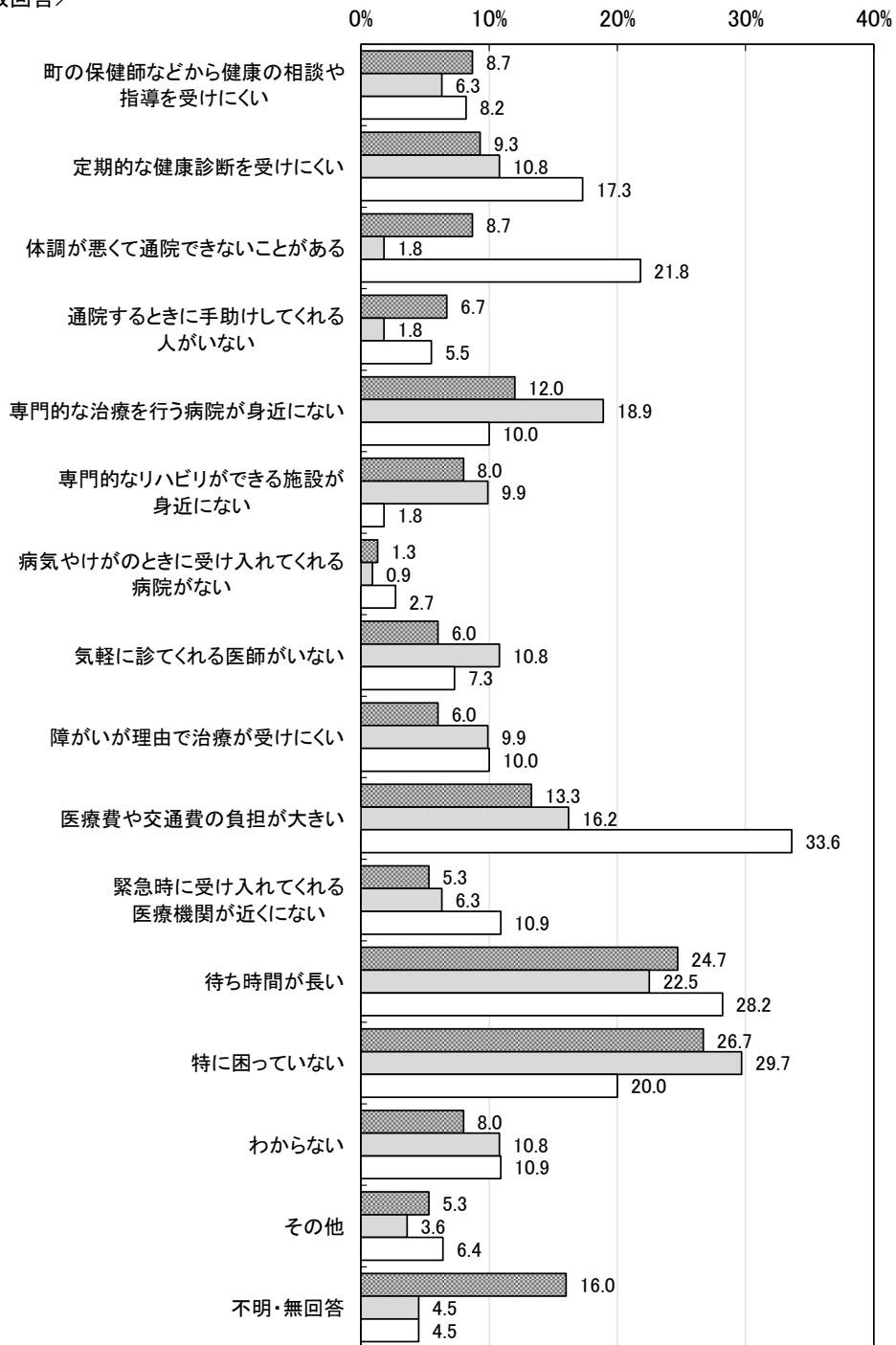
＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

＜保健や医療に関して困っていることについて＞

＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

関係団体ヒアリングでは、「統合失調症の症状は十人十色で、一人ひとり違うし、男性と女性でも違う。きちんと対応をしてくれる子どもに合う先生を見つけることが一番大事だと思う」などと指摘する意見がありました。また、医療的ケアが必要な子どものことについて、「医療的ケアが必要なお子さんの就園や就学といった部分で、受け入れに苦労されている。そういう相談を受けてくれるところがどこかというのが、情報として行き渡っていない」などと指摘する意見がありました。さらに、難病患者が抱える課題について、「(40歳～64歳の人でも、介護保険制度での特定疾病である場合)難病でも介護保険の認定を受けられるが、介護保険にもそぐわない、施設に行くかといわれたらそれも微妙、就労できるかといったらそこまでのレベルには達していないという人の行き先がない。相談を受けても紹介できるところがなかなかない」や「難病手帳というのがあればいいと思う」などの意見がありました。

課題把握調査では、「発達障がいが見られる子どもに対しての早い段階からの発達に応じた支援を行っていくことが重要だと感じるので、幼少期からの早期発見、早期支援が必要だと思う」などの意見がありました。

施策の方針

- ◇ 保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができる「地域共生社会」の実現をめざします。そのために粕屋町では、
- ① 適切な支援につないでいくため、障がいの早期発見体制や関係機関との連携の充実を図ります。
 - ② 障がいの原因となる疾病などの予防・治療をすすめ、健康管理を支援します。
 - ③ 身近な地域で保健・医療サービスやリハビリテーションを受けることができる施策や体制づくりをすすめます。

具体的な施策

(1) 適切な支援につなげるための障がいの早期発見体制や関係機関との連携の充実

取組内容	所管課
乳幼児健康診査などの母子保健事業や巡回相談・年長児相談会などの療育支援事業の充実、また保育所や幼稚園、認定こども園などでの保育・教育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実を図り、関係機関と連携を強化しながら早期療育につなげます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
障がい受容の観点などから、児童や保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいにすすめながら、適切な療育の場や発達支援の機会につなげます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
医療的ケアの必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課

(2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進

取組内容	所管課
障がいの悪化や原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健（検）診の受診や健康相談、健康教育などを実施します。	健康づくり課
健康づくりを支援するため、障がいのある人やその家族などに対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、健康相談、受診しやすい健（検）診体制の整備、保健指導の充実、健康教育に努めます。	健康づくり課

(3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実

取組内容	所管課
障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえつつ、身近な地域で、いつでも必要かつ適切な切れ目のない保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら、体制づくりに努めます。	介護福祉課 健康づくり課
地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療や訓練を提供できるよう、関係機関と連携しながら、地域におけるリハビリテーション体制の支援に努めます。	介護福祉課

(4) 精神保健・医療に関する施策の推進

取組内容	所管課
精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会の実施、冊子やパンフレットの配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、住民への普及啓発のほか、精神科医療機関や他の医療機関との連携をすすめます。	介護福祉課 健康づくり課
粕屋保健福祉事務所、医療機関、相談支援事業所などの関係機関との連携を強化し、未受診や治療中断者など、きめ細かい支援が必要な人に対応できる体制づくりをすすめます。また、ひきこもり状態にある人やその家族への支援策のさらなる充実について検討します。	介護福祉課
地域活動支援センターや相談支援事業所などによる利用者への日常的なかわりや、土日休日や夜間の対応など、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。	介護福祉課
住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援・地域定着支援の利用を促すとともに、保健・医療・福祉関係者などによる協議の場を設け、連携を図りながら支援をすすめます。	介護福祉課

(5) 難病患者などへの支援の充実

取組内容	所管課
粕屋保健福祉事務所と連携し、医療機関と協力しながら、難病患者やその家族への専門的な相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「福岡県難病相談・支援センター」につなぎます。	介護福祉課
難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉関係者が連携した支援体制の充実に努めます。	介護福祉課

3 雇用と就労の充実

■現状と課題

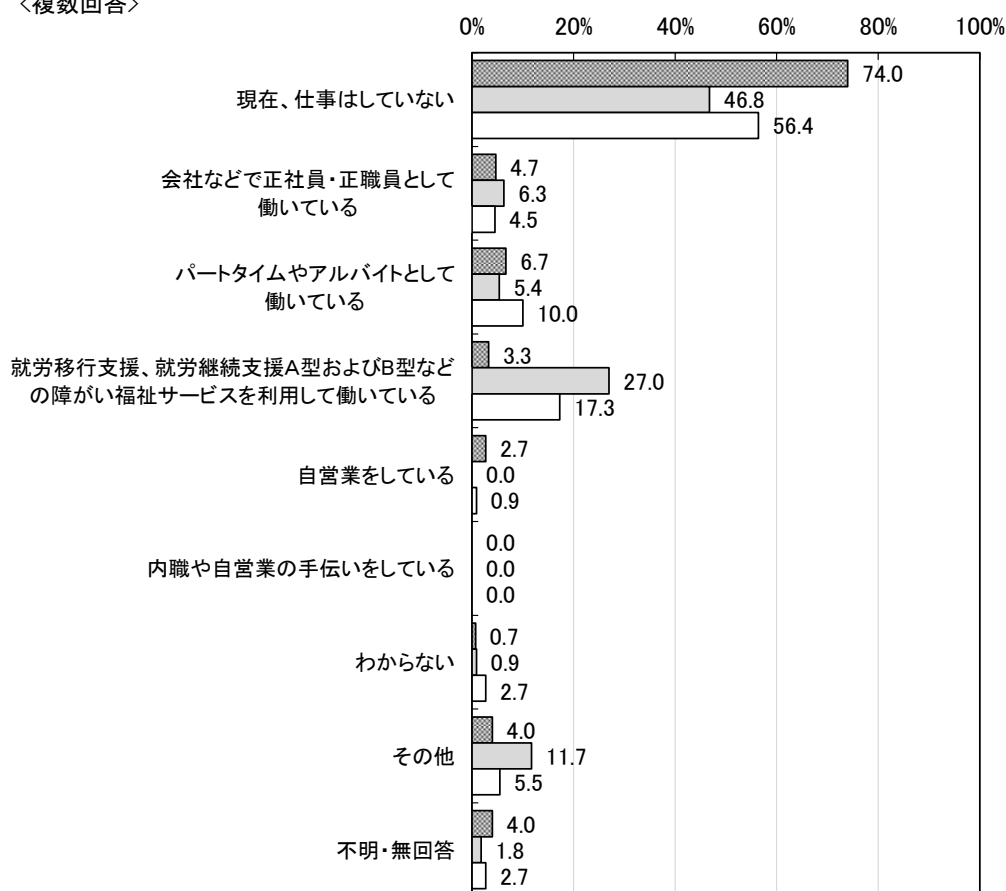
○障がいのある人の就労や就労を継続していくための支援が求められている

当事者アンケートにおいて、現在の仕事についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「現在、仕事はしていない」の割合が最も高く、特に身体障害者手帳の所持者が高くなっていました。次いで、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳の所持者では「就労移行支援、就労継続支援 A 型および B 型などの障がい福祉サービスを利用して働いている」の割合が高くなっていました。

働く場合に求める配慮についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「職場内で、障がいに対する理解があること」や「障がいに合わせた働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮）」の割合が高くなっていました。また、療育手帳の所持者では「障がいのある人が働くことができる職場が増えること」の割合が高くなっていました。

<現在の仕事について>

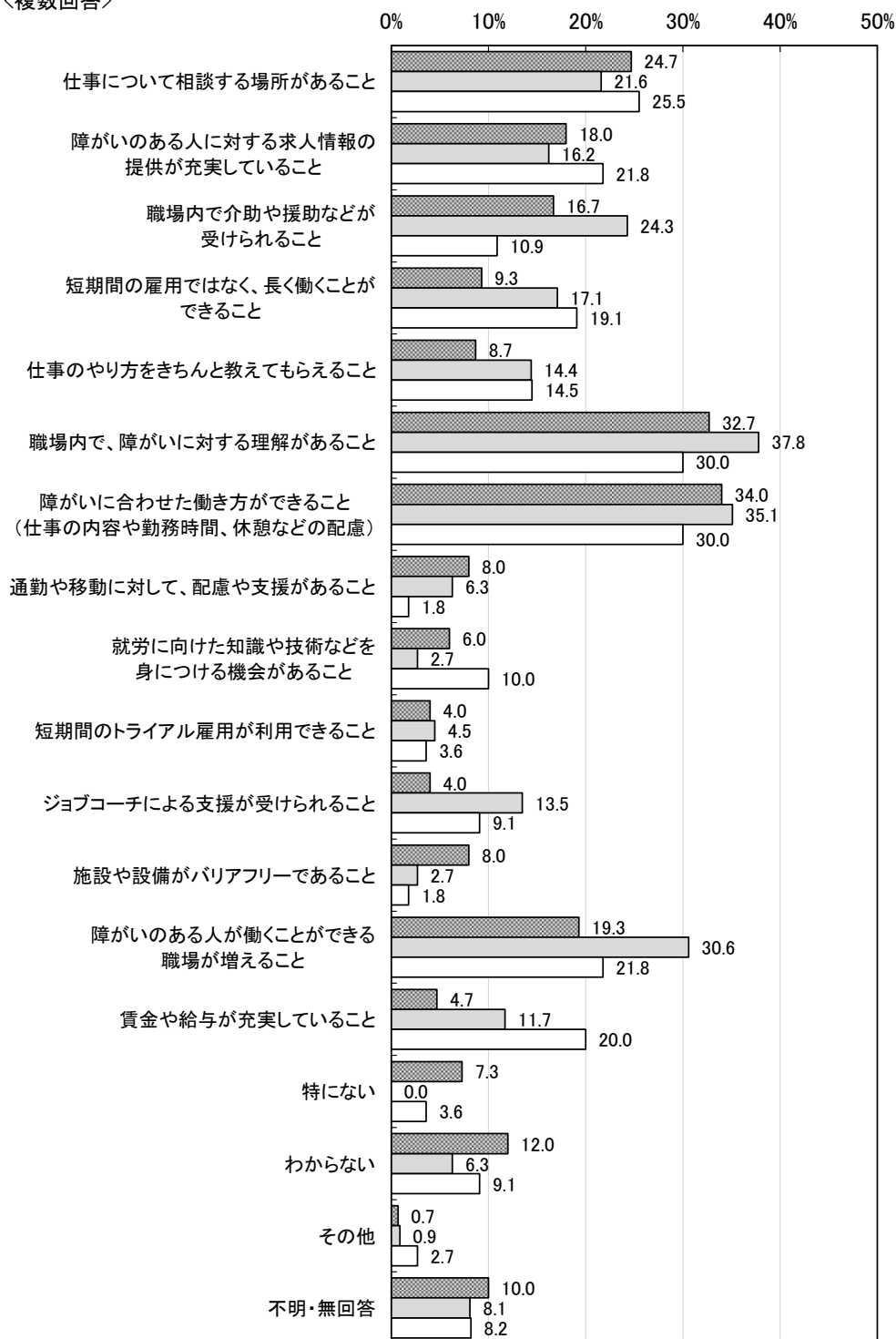
<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

＜働く場合に求める配慮について＞

＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

課題把握調査では、「働く場が限られている。働く場所がない」などの意見とともに、「障がいのある人のための職業訓練の場を充実させ、企業と連携をとることで一般企業にもより多く就労できるように取り組んでほしい」や「一般就労については、企業にも障がい者の就職率を義務化しているが、就職した後のフォローアップが必要だし、就職して長く続けることは、精神的なサポートが重要になってくる。企業に障がい者への理解を求めるとともに、支援者側にも就労後の支援が重要になってくると思われる」などの意見がありました。また、「障がいのある人を雇用する企業に対するサポートも大切だと思う」などと指摘する意見もありました。

施策の方針

- ◇ 仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できる「地域共生社会」の実現をめざします。そのために粕屋町では、
- ① 一般就労を希望する障がいのある人ができる限り就労でき、さらに、就労が継続できるように支援します。
 - ② 一般就労が困難である障がいのある人に対しては、福祉的就労の場での活動が充実したものになるように支援します。

具体的な施策

(1) 就労支援の推進

取組内容	所管課
国や県の雇用促進事業を活用するとともに、法定雇用率の遵守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくりをすすめるため、住民や事業所、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。	介護福祉課 地域振興課
一般企業への就労支援など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、合理的配慮に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます。	介護福祉課 地域振興課

(2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取組内容	所管課
障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の職場定着などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。	介護福祉課 地域振興課
相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就労を促進します。	介護福祉課 地域振興課

(3) 雇用・就労機会の拡充

取組内容	所管課
町内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるように、取組の検討をすすめます。	介護福祉課 地域振興課
計画的な町職員採用試験の実施や業務内容に応じた任用・勤務形態により、障がいのある人たちの雇用の拡大を図ります。	総務課

(4) 福祉的就労の場の充実

取組内容	所管課
身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。	介護福祉課
障害者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめます。	全課

4 安心・安全対策の推進

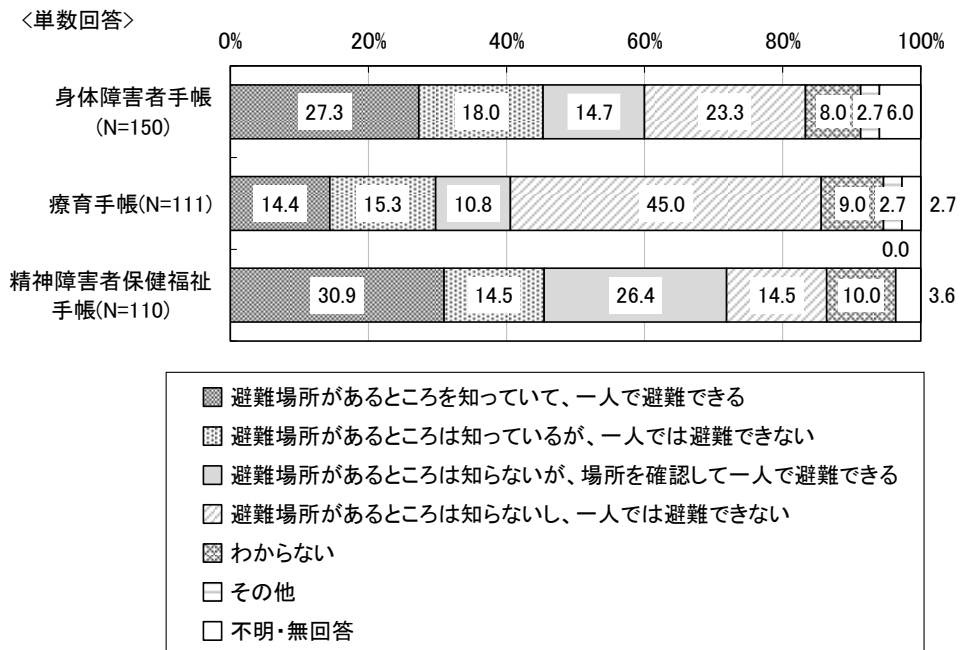
■現状と課題

○災害時の避難行動支援の体制づくりをすすめていくことが求められている

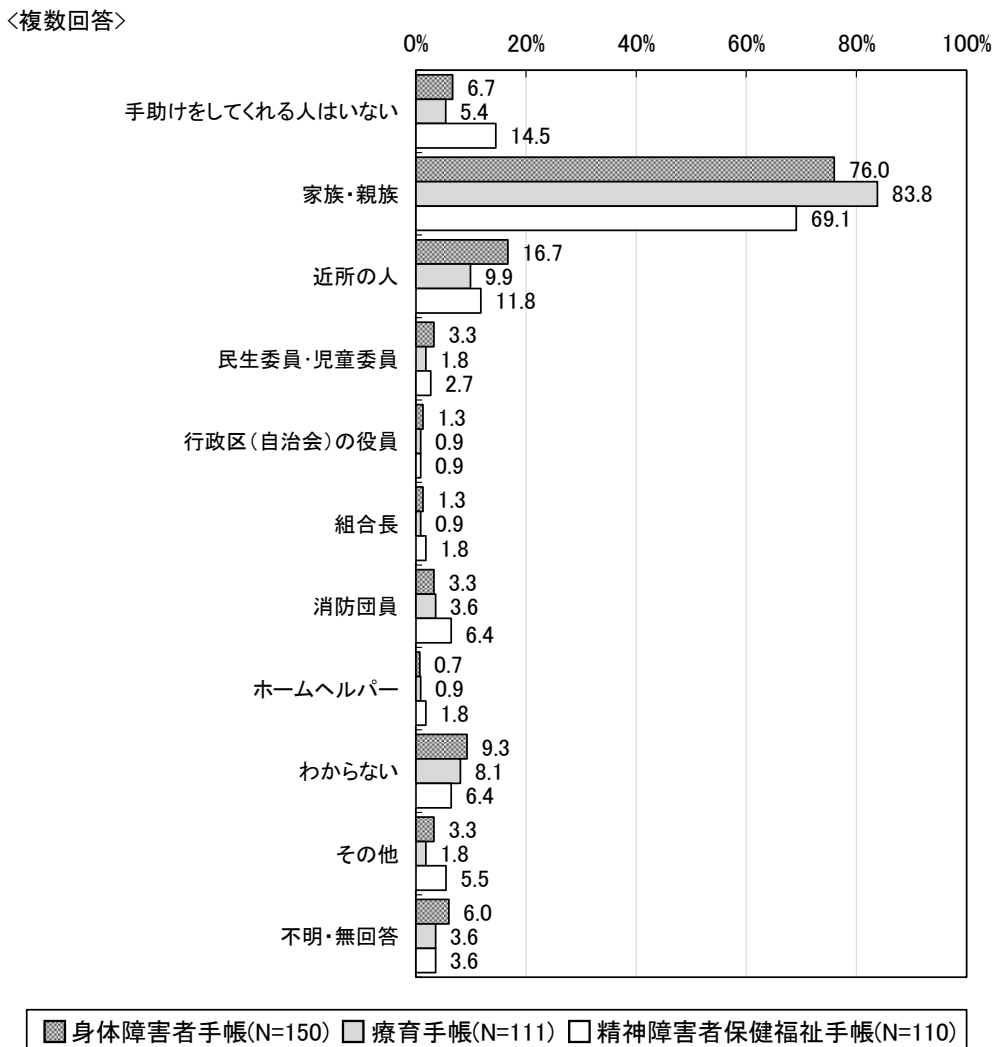
当事者アンケートにおいて、災害が起こったときや起こりそうなときの一人での避難場所への避難についてたずねたところ、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳の所持者では「避難場所があるところを知っていて、一人で避難できる」の割合が高くなっていました。療育手帳の所持者では「避難場所があるところは知らないし、一人では避難できない」の割合が大変高くなっていました。

家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「家族・親戚」の割合が高くなっていました。

<災害が起こったときや起こりそうなときの一人での避難場所への避難について>



<家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人について>



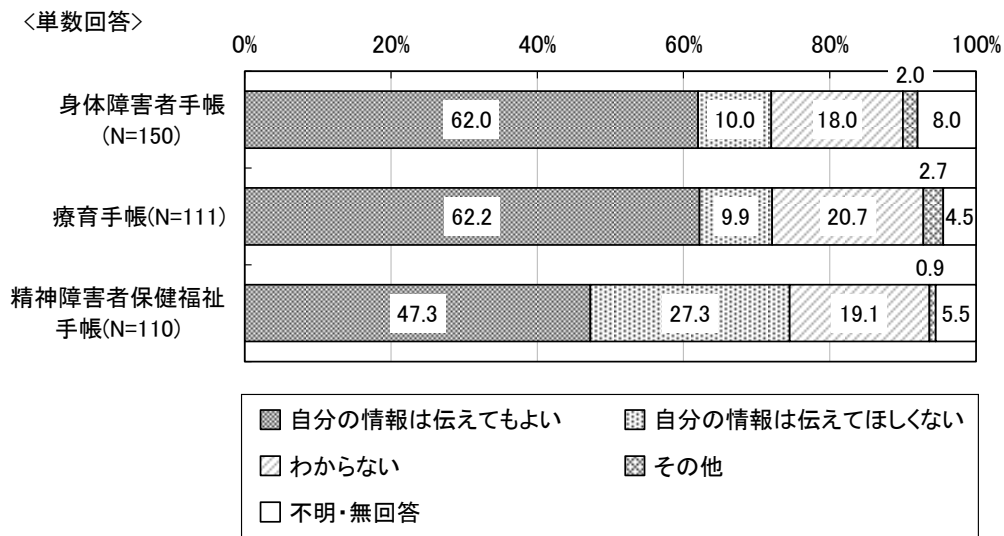
関係団体ヒアリングでは、「災害などのときには町内放送があるが、ろうあ者の方は耳からの情報がない。災害はいつくるかわからないので、そういうときに情報伝達をどのようにしたらいいか、それが一番の問題。たとえば町の施設に電光掲示板のようなものがあればいいかなと思う」などの意見がありました。

課題把握調査では、「突然のことでパニックになったりしないように、日ごろから訓練しておくことが大切だと思う。周りも『このときはどうする』、『こうなったらこうしよう』と意思疎通しておくことで円滑にできると思う」などの意見とともに、「災害を想定し、町内の福祉施設、支援団体などが何の役割を担うのかあらかじめ決めておくこと事前準備もでき、当事者の人たちの不安も軽減されると思う」などを指摘する意見がありました。

○災害時避難行動要支援者のことをきちんと把握しておくことが大切だ

当事者アンケートにおいて、障がいに関する情報を了承する範囲で行政区などに事前に伝えることについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「自分の情報は伝えてもよい」の割合が最も高くなっている一方、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「自分の情報は伝えてほしくない」の割合が高くなっていました。

＜障がいに関する情報を了承する範囲で行政区などに事前に伝えることについて＞



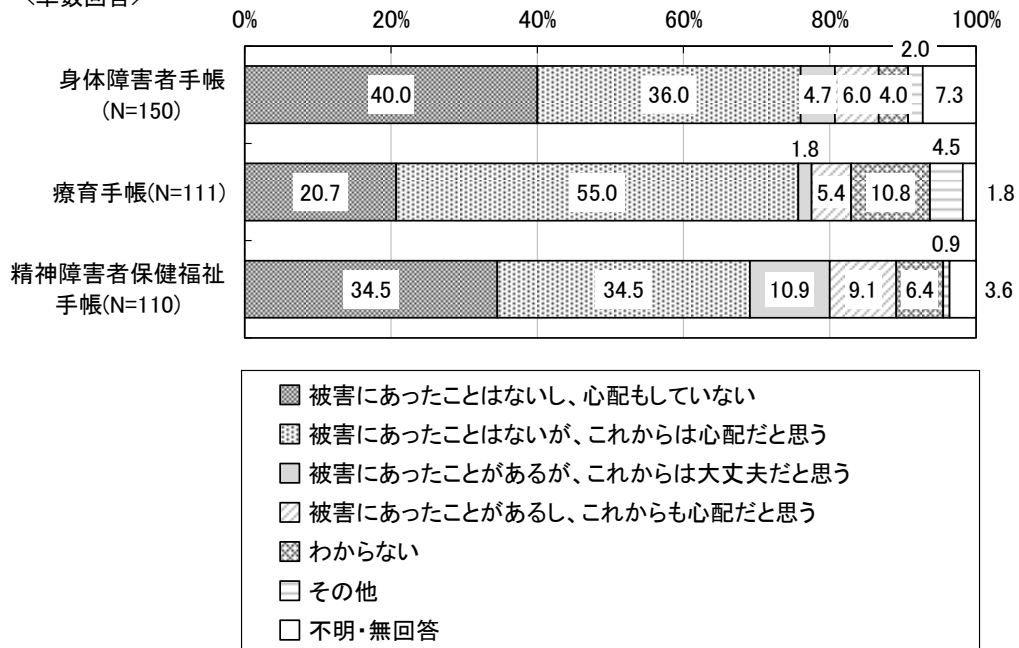
課題把握調査では、「地域の要職が障がいのある人がいる家庭などを把握しておくこと。また、いざというときに動ける若い人がいることも把握しておくことが大事だと思う」などの意見がありました。

○消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、被害防止のための取組が大切だ

当事者アンケートにおいて、訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験についてたずねたところ、身体障害者手帳の所持者では「被害にあったことはないし、心配もしていない」、療育手帳の所持者では「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」の割合が高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「被害にあったことはないし、心配もしていない」と「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」の割合が同じとなっていました。

<訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験について>

<単数回答>



施策の方針

◇ 災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「地域共生社会」の実現をめざします。そのために粕屋町では、

- ① 安心できる地域生活のために、災害時に備えた避難行動などの支援体制づくりをすすめます。
- ② 不審者対策や、悪質商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、防犯のための取組をすすめます。

具体的な施策

(1) 災害時の避難行動支援体制の充実

取組内容	所管課
災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線などを活用し、要配慮者の特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。	介護福祉課 協働のまちづくり課
災害対策基本法に基づき、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、障がいのある人などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。	介護福祉課 協働のまちづくり課
災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所などと、町の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、要支援者への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。	介護福祉課 協働のまちづくり課
災害時に必要となるさまざまな対応を想定しながら備蓄をすすめるとともに、災害時の避難所生活において要配慮者の特性に応じた配慮を行い、その後の受け入れ先として民間福祉施設が活用できるよう施設側との協議をすすめ、施設の確保に努めます。	介護福祉課 協働のまちづくり課
見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取組を支援します。	介護福祉課 協働のまちづくり課

(2) 防犯対策の推進

取組内容	所管課
振り込め詐欺や、いわゆる悪質商法などの消費者被害にあわないよう、また不審者対策などについて、警察などと連携しながら防犯対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における防犯活動の充実を図ります。	地域振興課 協働のまちづくり課
悪質商法などの消費者被害から財産権を守っていくため、成年後見人制度の活用などについて、周知に努めます。	介護福祉課

基本目標Ⅲ 社会参加の機会を充実していきます

1 療育と教育の充実

■現状と課題

○保護者に対するていねいな相談支援が大切だ

関係団体ヒアリングでは、「今一番気になっていることは、中学校をどこにするかということ。中学校に支援学級があるので、そこにするかどうか検討している。最終的にはどこかで働いて生活できるようになればいいと思っている」などの意見がありました。

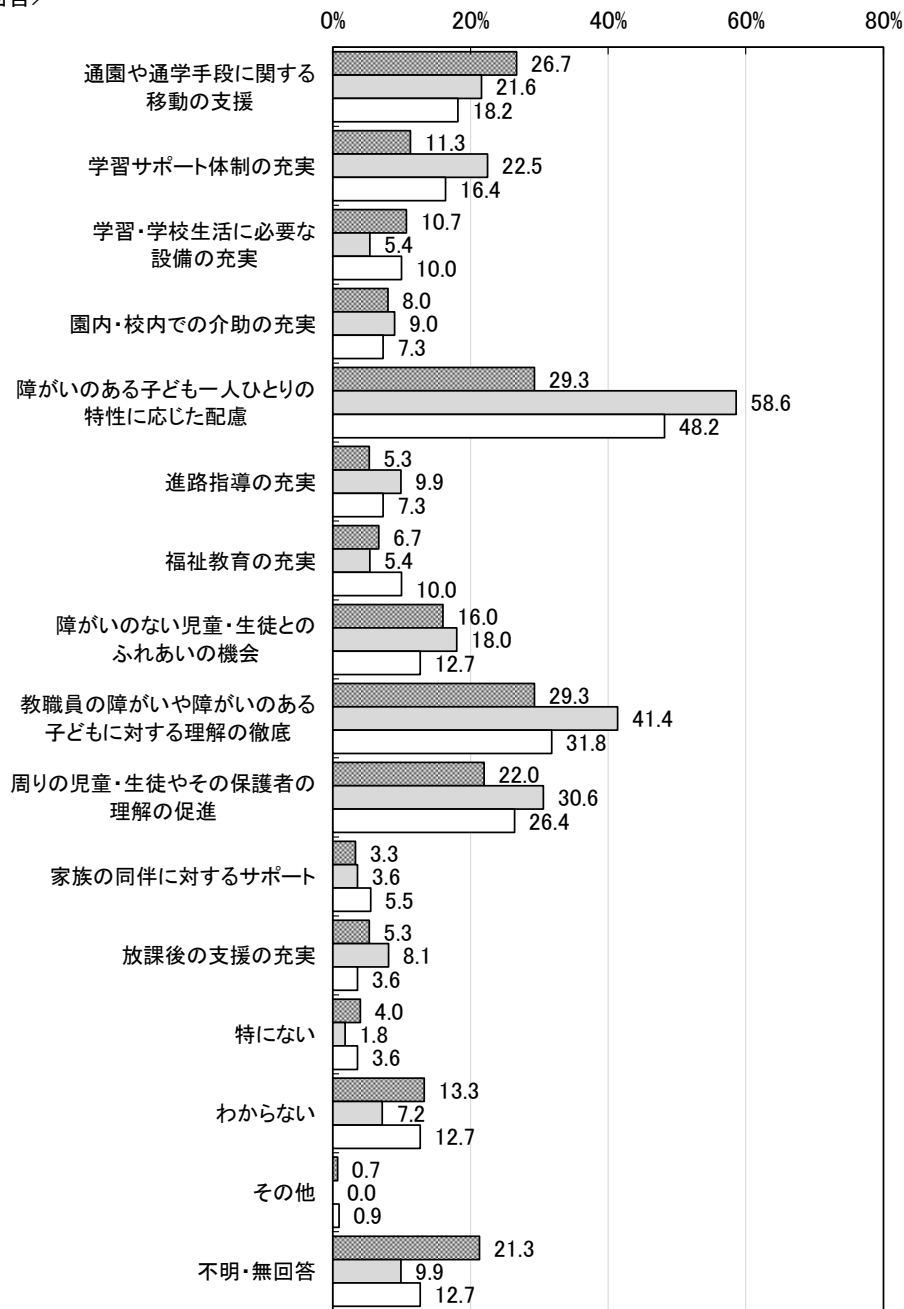
課題把握調査では、「障がいのある子は重度の障がいがあっても通常学校を希望する親もあり、適切な援助や支援を受けられていない子がいる」や「障がいのある子どもたちに問題はないと思うが、保護者はその子の良さよりも、学力を重視しすぎて、子どもの特性に合った教育を望まない面がある。『障がい』に対する偏見をなくし、その子の特性に合った教育方法についての理解を保護者に求める必要がある」、「その子への個別支援の充実。その子に合った教育方法。親や周囲が気づかないケースも多く、その子に応じた支援ができず環境がよりその子に困難な状況を招いている。二次障がいのおそれ、まわりの大人に不信感をもってしまわないように」などを指摘する意見がありました。また、「進路で悩んでいる保護者が多い。特別支援学校へ行くと極端に違う、通常学校に行けば周りについていけなくなる。このような相談をよく受ける」との意見がありました。

○障がいのある子どものための療育や教育に関する場や機会の充実が求められている

当事者アンケートにおいて、学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」の割合が最も高くなっていました。

＜学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについて＞

＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

関係団体ヒアリングでは、「福祉センターで、小学校1年生までは子育てサロンがあるので、発達に遅れがある子や、特別支援学級に入っている子が来ていて、地域で小学生が遊べるといふことと、親同士の交流ができるというのは、月1回でもすごくストレス発散になっていだし、楽しかった」などの意見がありました。また、「自閉症について勉強されていて、こういうときはどう対応すればいいのかなど教えてくれる先生がいてくれれば安心だと思う」

などの意見とともに、「通常学級で過ごすとなれば、それなりの合理的配慮をしていただかないと難しい。学力的、知的にはほとんど遅れはないが、感覚過敏など発達障がいの症状があるので、合理的配慮をいただければ普通学級でもやっていけないことはないと思う。ただ、その部分がうまくいくかわからないので特別支援学級を出られない」などと指摘する意見がありました。

課題把握調査では、「まだまだ不十分だと思われるので、相談できるところや療育できる場所が増えていくといいと思う」や「障がい受容ができない家族は、障がいのある子どもに対する関わり方や環境が不十分となり、家族も本人も辛い思いをしている場合が多く見られる。障がい受容されている家庭では希望通りの療育先がない場合もある」などの意見とともに、「障がいのある子が、なかなか保育所に入れない。保育所の受け入れ人数を増やしてほしい」などの意見もありました。また、「幼稚園、保育所、学校での対応が、枠にとられすぎて困難な場合が多く見受けられる。体裁にとられず、家庭と関係機関が共通理解を持った考え方で子どもに接し、指導していくことが大切と思う」などと指摘する意見もありました。

施策の方針

- ◇ 適切な療育と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリーをすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「地域共生社会」の実現をめざします。そのために粕屋町では、
- ① 乳幼児から学校卒業後までの相談支援体制の充実を図ります。
 - ② 療育の場や発達支援の機会の充実を図ります。
 - ③ 合理的な配慮による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。
 - ④ 学校教育施設などのバリアフリーをすすめます。

具体的な施策

(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実

取組内容	所管課
乳幼児期から学齢期（学校在籍中）における一貫したかかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
発達障がいなど、多様化する児童・生徒が抱える課題に対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携しながらすすめます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課

(2) 療育の場と発達支援の機会の充実

取組内容	所管課
就学前の障がいのある子どもの育児にかかる相談体制の充実に努めるとともに、より身近な地域において適切な支援を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	介護福祉課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課
学齢期に入ってから、療育や発達支援を適切に受けられるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら場や機会の確保に努めます。	介護福祉課 子ども未来課 学校教育課

(3) 乳幼児期や学齢期のともに育つ場と学校教育の充実

取組内容	所管課
ともに育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園、認定こども園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。	子ども未来課
小・中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級でいっしょに学習したり、学校行事や部活動などの場で交流したりするなど、ともに学ぶ環境づくりを充実させます。	学校教育課
発達障がいなど、多様化する児童・生徒が抱える課題に対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小・中学校における教職員研修の充実を図ります。	学校教育課
障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けていきます。	学校教育課

(4) 学校における進路指導・就労指導の充実

取組内容	所管課
障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導や就労指導の充実を努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。	学校教育課

(5) 学校教育施設などのバリアフリーの推進

取組内容	所管課
保育所や幼稚園、認定こども園、ならびに学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設などのバリアフリーをすすめます。	学校教育課 子ども未来課

2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

■現状と課題

○誰もが気軽に参加できる地域での行事や交流の場や機会をつくっていくことが大切だ

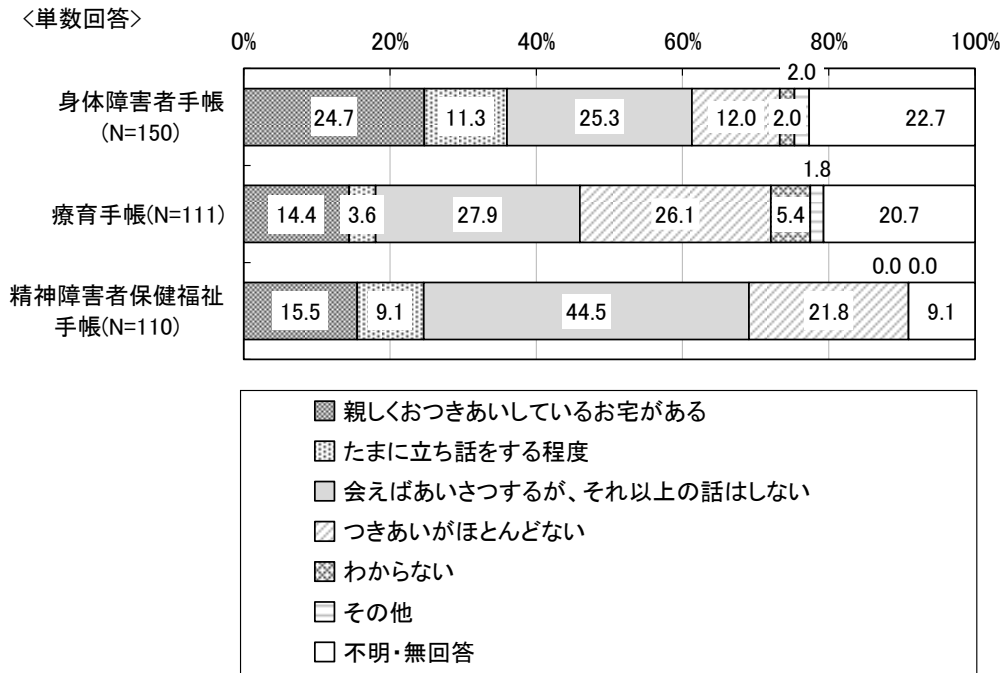
当事者アンケートにおいて、近所づきあいの様子についてたずねたところ、【あなた自身】では、いずれの手帳所持者においても「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」の割合が高くなっていました。また、【ご家族】では、身体障害者手帳の所持者では「親しくおつきあいしているお宅がある」、療育手帳の所持者では「たまに立ち話をする程度」、精神障害者保健福祉手帳の所持者では「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」の割合が高くなっていました。

地域の人たちに支えられているという実感についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「支えられていると思う」と「どちらかといえば支えられていると思う」を合わせた『地域の人たちに支えられていると思う』の割合が高くなっていました。

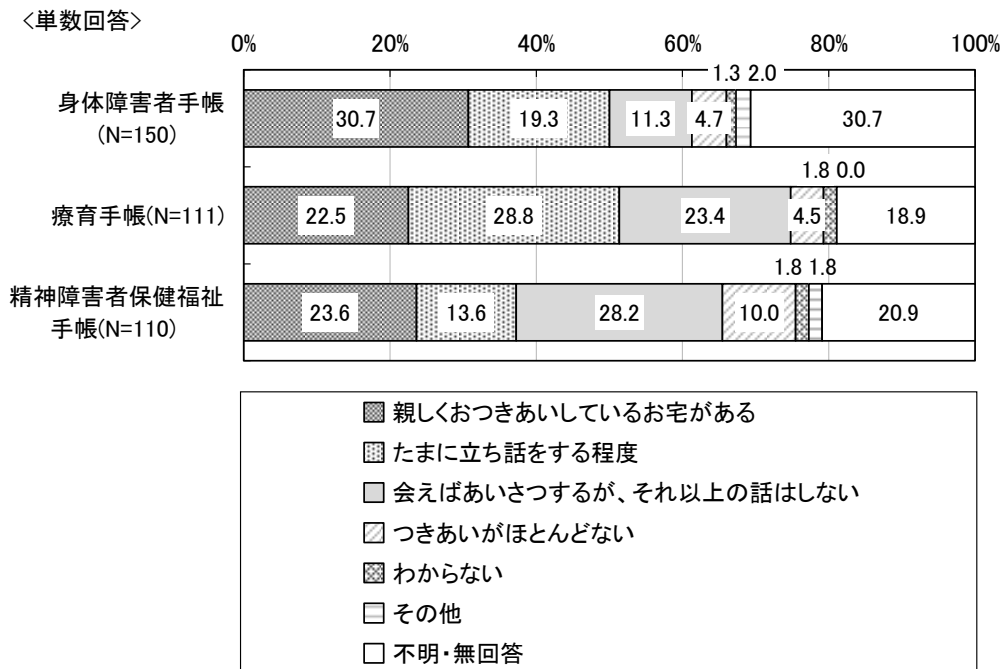
さらに、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについてたずねたところ、身体障害者手帳ならびに療育手帳の所持者では、「学校における福祉教育の充実」の割合が高く、次いで、「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」の割合が高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者では、「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発（知ってもらうこと）の充実」の割合が高く、次いで、「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」の割合が高くなっていました。

<近所づきあいの様子について>

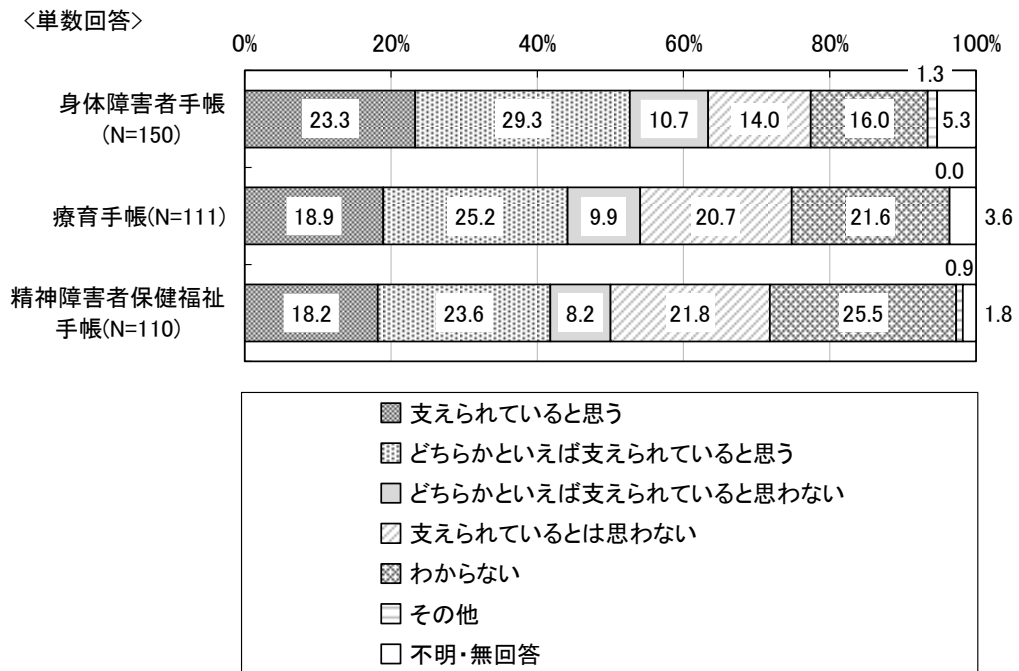
【あなた自身】



【ご家族】

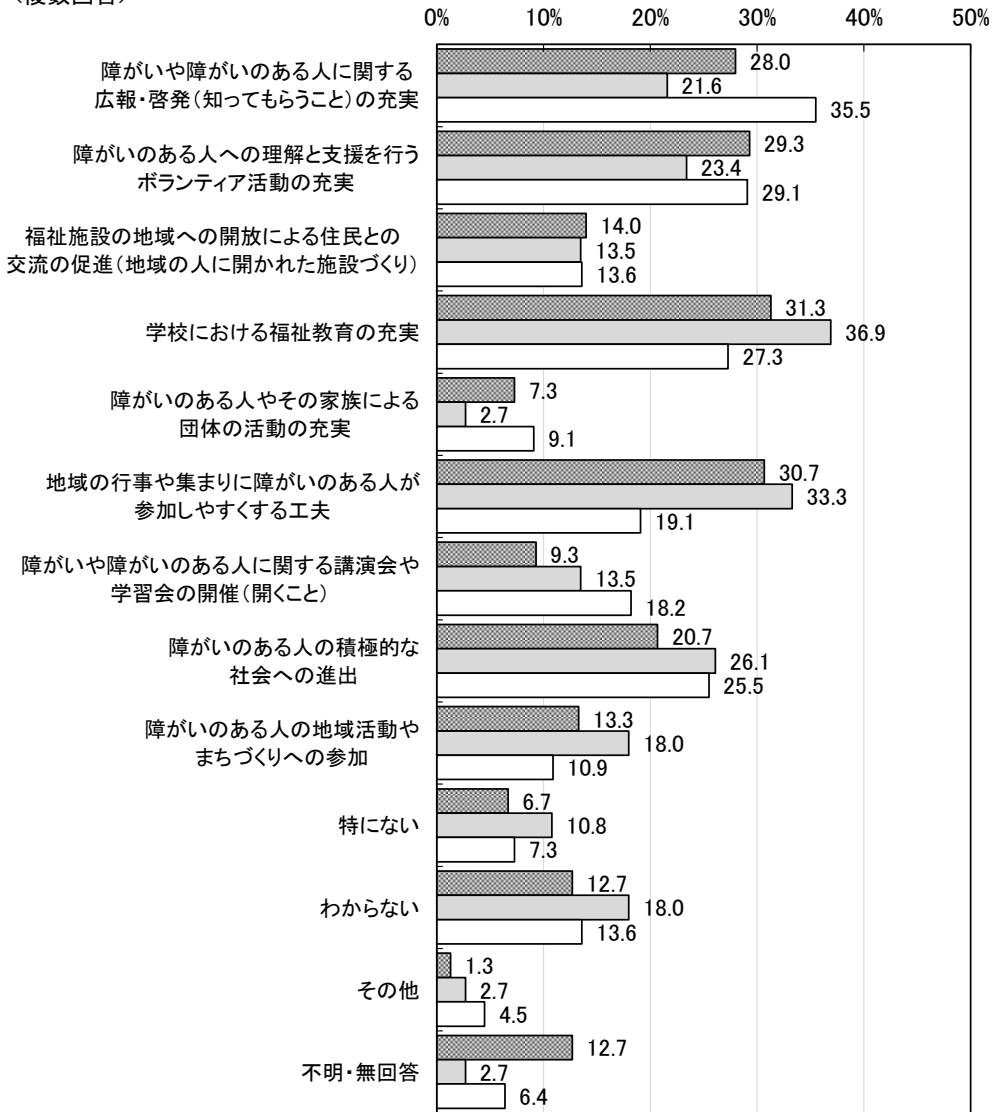


＜地域の人たちに支えられているという実感について＞



<障がいのある人に対する町民の理解を深めるために必要だと思うことについて>

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

関係団体ヒアリングでは、「小学校までは子ども会があるので、行事に参加することで地域にかかわっていたが、中学生になって特別支援学校に行くようになったら、地域とのつながりがすごく減った。地域で交流の場があったらいいと思う」などの意見がありました。

課題把握調査では、「閉鎖的になっていて家族としか交流がない。家族としか交流できていない」などと指摘する意見とともに、「地域のイベントをもっと増やしてもいいかを感じる。純粋にみんなが楽しめるように面白い企画を考えるといいと思う」や「地域社会は障がいのある人に対して、まだ関心が薄いと感じるので、交流の場が必要だと思う」などの意見がありました。

○余暇活動としてのスポーツや文化活動への支援が求められている

関係団体ヒアリングでは、「プールも小学校3年生くらいまでは親が付き添わないといけなかったもので、いっしょに入っていたが、大きくなると変に目立ってしまうし、勝手に入らせることもできないので、本人が我慢するしかない。1時間に1人ずつとか2人ずつとか見てもらえるようなシステムがあればと思う」などの意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある子どもが安全に過ごすことのできる公共の施設が少ないように感じる。結果として在宅や施設で大半の時間を過ごすことが多くなっているのではないか」などと指摘する意見がありました。

○障がいのある人やその家族が組織する団体への支援が求められている

関係団体ヒアリングでは、「私は家族会があって本当に救われた。私だけじゃないんだと思えるし、実態も聞けるので本当に助かった。だから、家族会をもっと広めてもらったり、少し町にサポートしてもらったりして、専門家の話を聞かせてもらったりということを増やせればと思う。役場にも相談できないし、どこに行ってもいいかもわからず、保健所で家族会があることを知って飛び込んで、ここで救われた人がたくさんいると思う」などの意見がありました。また、「役場で障害者手帳を発行するときに、こういう会があることを知らせてほしい。先に話しておいてもらえれば、私たちがいっても話やすい」などの意見とともに、「私が入ったときは10年前だったので、みんな若かった。今は平均すると70歳を超えている。老人ホームに入られた方もいる」などの意見がありました。難病患者の団体について、「それぞれの病気ごとに集まりがあるところもある。県単位やその県の支部がたまたま糟屋郡の違う町にあるなどする。最近は病気の垣根を超えて、ワールドカフェのような感じで、ふらっと来て好きな語りをして帰っていくといった集まりも年に2回ぐらいあった」などの意見がありました。

施策の方針

- ◇ 地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「地域共生社会」の実現をめざします。そのために粕屋町では、
- ① 地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取組を支援します。
 - ② スポーツやレクリエーション、文化活動などを円滑に行うことができるように環境整備をすすめます。
 - ③ 障がいのある人やその家族の団体の活動を支援します。
 - ④ 障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します。

具体的な施策

(1) 地域での交流の機会の充実

取組内容	所管課
障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取組を支援します。	全課
特別支援学校に通学する児童生徒が、町内の小・中学校の児童生徒との交流の機会を持つことができるよう支援します。	学校教育課
隣近所の気にかかる人に対して、お互いに協力し合いながら、見守っていくなど、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。	介護福祉課

(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

取組内容	所管課
さまざまなスポーツ・文化活動を楽しみ、また、町が実施する行事やイベントなどに気軽に参加できるよう、活動や参加を支援する人材の呼びかけや育成など、環境づくりをすすめながら、活動や参加の機会の拡大に努めます。	介護福祉課 社会教育課

(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援

取組内容	所管課
障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業所などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。	介護福祉課
障がいのある人やその家族の団体の主体性を尊重しながら活動を支援します。	介護福祉課

(4) ボランティアの育成と活動の支援

取組内容	所管課
障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかわるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体を関係機関と協力しながら支援します。	介護福祉課 協働のまちづくり課

3 生活環境の整備

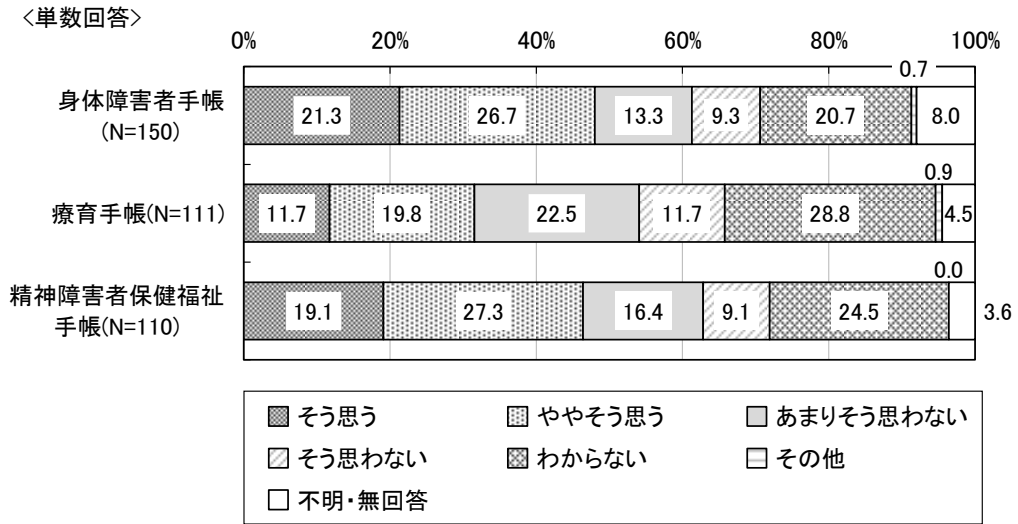
■現状と課題

○建築物や公共交通機関のバリアフリー化をより一層すすめていくことが大事だ

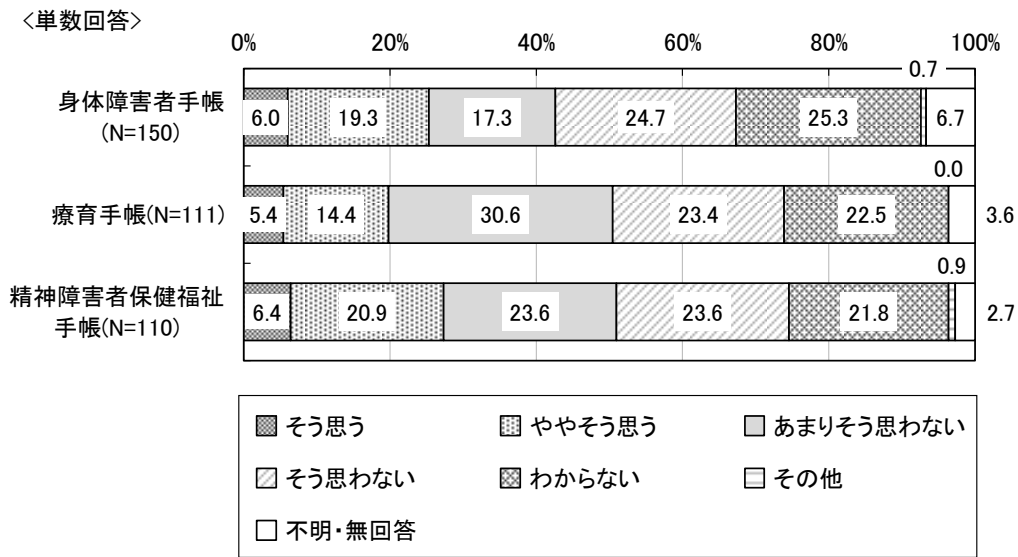
当事者アンケートにおいて、町内の公共施設（役場など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うかたずねたところ、身体障害者手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳の所持者では「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『配慮されていると思う』の割合が高く、療育手帳の所持者では「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『配慮されていると思わない』の割合が高くなっていました。また、町内のスーパーマーケットやレストランなどの民間施設についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『配慮されていると思わない』の割合が高くなっていました。

外出することを考えたとき、充実してほしいことについてたずねたところ、身体障害者手帳の所持者では「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」の割合が大変高くなっていました。療育手帳の所持者では「自分が困っているときの周りの人の援助（手助け）」の割合が高くなっていました。精神障害者保健福祉手帳の所持者では「駅やバス停、歩道におけるベンチなどの設置」の割合が高くなっていました。

＜公共施設の障がいのある人への配慮について＞

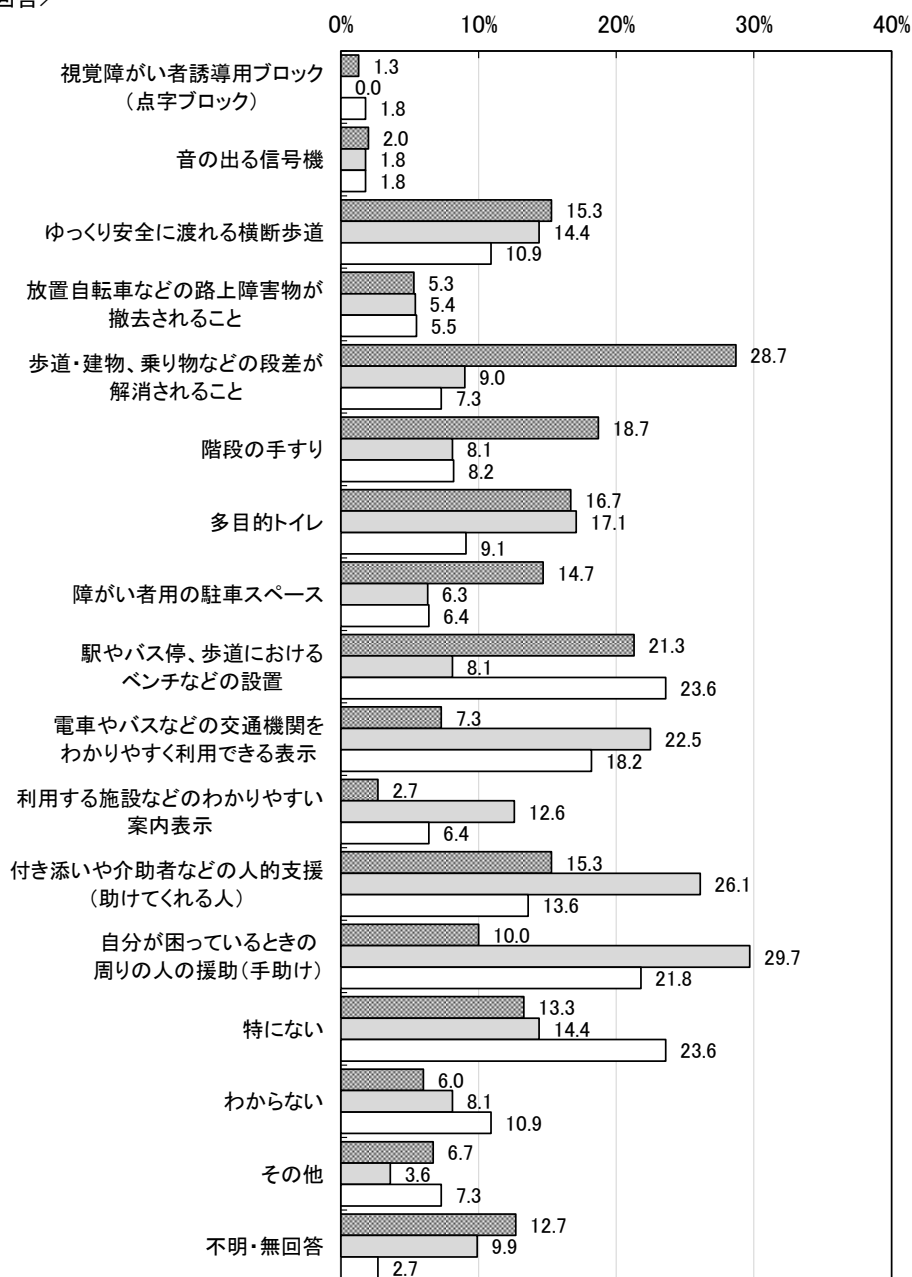


＜民間施設の障がいのある人への配慮について＞



<外出することを考えたとき、充実してほしいことについて>

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=150) □ 療育手帳(N=111) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=110)

関係団体ヒアリングでは、「歩道が狭い。自転車が停めてあったりするとよけなくてはいけない」などの意見がありました。

課題把握調査では、「交通量の多い道なのに歩道がなかったり、きちんと整備されていない所が多いと思う」や「バリアフリーや移動の支援など、障がいのある人もない人も社会活動へ参加しやすい環境を整えていくことが課題だと思う」などと指摘する意見がありました。

施策の方針

- ◇ 生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「地域共生社会」の実現をめざします。そのために粕屋町では、
- ① 建築物、公共交通機関などのバリアフリー化など、障がいのある人に配慮された環境の整備をすすめます。
 - ② 安全に安心して生活できる住環境の整備をすすめます。

具体的な施策

(1) 福祉環境整備の促進

取組内容	所管課
障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、障がいのある人の声を反映させ、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設のバリアフリー化をすすめるとともに、道路交通環境などの整備、改善に努めます。	施設管理所管課 道路環境整備課
身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、利便性が高い場所に余裕を持った適切な駐車スペースの確保をすすめます。	施設管理所管課 介護福祉課
障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地区公民館の段差解消などのバリアフリー化に向けた取組を支援します。	介護福祉課 社会教育課

(2) 住宅・住環境整備の推進

取組内容	所管課
公営住宅をバリアフリー化で対応していくとともに、住戸改修の際にも可能な限り、バリアフリー仕様となるように努めます。	介護福祉課
障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。	介護福祉課

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な視点

1 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざします。そのために、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などについての取組を計画的に推進します。

2 自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会」を実現するため、障がいのある人や障がいのある子どもの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮することを大切にします。

障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスおよび相談支援、地域生活支援事業、ならびに障がいのある子どもが必要とする障がい児通所支援および障がい児相談支援、その他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、それらのサービスや支援の提供体制の整備を推進します。

3 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供

従来は、身体障がいと知的障がいは障がい者施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象であり、障がい種別に法律が制定され事業体系が分立していましたが、障害者自立支援法の施行、さらに、同法が改正された障害者総合支援法において、障がい福祉サービスや地域生活支援事業が共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みが確立しました。また、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、障がい児通所支援の対象となる範囲として、発達障がいや高次脳機能障がいについては、精神障がいに含むことが確認されるとともに、難病患者も含むものとされました。

このような障がい種別などの違いを越えた一元的なサービスや支援の提供の仕組みのもとで、一人ひとりのニーズに応じて、可能な限り身近な地域で提供できる体制を整えていくとともに、広域的な連携を強化しながら、量や質の充実を図ります。

相談支援ならびに障がい児相談支援においては、ケアマネジメントの手法を活用しながら、個人の特性をきちんととらえ、自己選択と自己決定を尊重し、意思決定を支援することが重要です。

4 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある子どもおよびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援や障がい児支援の充実を図るとともに、県と連携を密に取りながら、障がいのある子どもの地域支援体制の構築を図ります。

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第2節 サービス・支援の体系

サービス・支援・事業	サービス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
障がい福祉サービス	1 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練（機能訓練）
		③自立訓練（生活訓練）
		④就労移行支援
		⑤就労継続支援（A型）
		⑥就労継続支援（B型）
		⑦就労定着支援
		⑧療養介護
		⑨短期入所（シュートステイ）
	3 居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助（グループホーム）
③施設入所支援		
4 相談支援	①地域移行支援	
	②地域定着支援	
	③計画相談支援	

サービス・支援・事業	サービス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
地域生活支援事業	1 必須事業	①理解促進研修・啓発事業
		②自発的活動支援事業
		③相談支援事業
		④成年後見制度利用支援事業
		⑤成年後見制度法人後見支援事業
		⑥意思疎通支援事業
		⑦日常生活用具給付等事業
		⑧手話奉仕員養成研修事業
		⑨移動支援事業
		⑩地域活動支援センター機能強化事業
	2 任意事業	①日常生活支援
		②社会参加支援
障がいのある子どもへの支援	1 通所支援	①児童発達支援
		②放課後等デイサービス
		③保育所等訪問支援
	2 障がい児相談支援	①障がい児相談支援

第2章 障がい福祉サービス

第1節 訪問系サービス

1 サービスの内容、実績および見込み

【見込量の算出方法】

平成27～29年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、平成30年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらを乗じることによって、各サービスの見込量を算出しました。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護（ホームヘルプ）	実人数（／月）	40	47	46	48	50	52
	時間（／月）	424	518	553	535	557	579

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度訪問介護	実人数（／月）	0	0	0	1	1	1
	時間（／月）	0	0	0	744	744	744

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担っています。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
同行援護	実人数（／月）	3	3	4	4	4	4
	時間（／月）	82	66	119	109	109	109

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

④ 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
行動援護	実人数（／月）	1	2	2	2	2	2
	時間（／月）	7	26	22	25	25	25

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

このサービスでは、さまざまなサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
重度障害者等包括支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間（／月）	0	0	0	0	0	0

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

2 支援の方向性

障がいのある人や障がいのある子ども、難病を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業所の参入を働きかけていきます。

第2節 日中活動系サービス

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成27～29年度の各サービスの利用者数ならびに利用量の実績を基礎として、平成30年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

① 生活介護

常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所によりさまざまなサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	実人数（／月）	62	61	63	63	63	64
	人日（／月）	1,258	1,236	1,277	1,285	1,285	1,305

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。

このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立訓練（機能訓練）	実人数（／月）	2	2	3	2	2	2
	人日（／月）	36	29	37	38	38	38

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立訓練（生活訓練）	実人数（／月）	5	5	4	5	5	5
	人日（／月）	61	67	51	68	68	68

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

④ 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識や能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	実人数（／月）	19	14	17	22	26	30
	人日（／月）	306	239	284	380	449	518

*平成 27 年度、28 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 29 年度の見込みは、4～9月の平均値

*第 5 期での見込量は、「第 5 章 平成 32 年度に向けた数値目標：4 福祉施設から一般就労への移行等」で示す就労移行支援事業利用者数の目標値を踏まえて算出しました。

⑤ 就労継続支援（A 型）

企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A 型）	実人数（／月）	15	16	16	17	18	19
	人日（／月）	267	270	307	314	332	351

*平成 27 年度、28 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 29 年度の見込みは、4～9月の平均値

⑥ 就労継続支援（B 型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A 型）や一般就労への移行をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
就労継続支援（B型）	実人数（／月）	65	66	68	70	72	74
	人日（／月）	1,103	1,139	1,168	1,208	1,243	1,277

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

⑦ 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整などを事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所、医療機関などで行います。

平成30年度から新たに実施される障がい福祉サービスです。

このサービスを通じて、通常の事業所に雇用された障がいのある人の就労の継続と定着をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
就労定着支援	実人数（／月）	—	—	—	7	8	9

*第5期での見込量は、「第5章 平成32年度に向けた数値目標：4 福祉施設から一般就労への移行等」で示す就労に移行すると見込まれる障がいのある人が、すべてこのサービスを利用するものとして算出しました。

⑧ 療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
療養介護	実人数（／月）	5	5	5	5	5	5

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

⑨ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、

排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

障がい者支援施設などにおいて実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がいなどのある人や子どもが利用する「医療型」があります。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（ショートステイ）福祉型	実人数（／月）	19	17	16	17	17	17
	人日（／月）	114	65	59	81	81	81
短期入所（ショートステイ）医療型	実人数（／月）	3	3	4	5	6	7
	人日（／月）	7	8	11	16	19	22

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用者のニーズの把握に努め、障がい福祉サービス事業所などと連携してサービス調整を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。あわせて、公共職業安定所や保健福祉事務所、商工会、障がい福祉サービス事業所、民間企業、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関とのネットワークの形成および障害者トライアル雇用やジョブコーチ制度などの活用を促進します。

第3節 居住系サービス

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成27～29年度の各サービスの利用者数の実績を基礎として、平成30年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

① 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を利用していた障がいのある人などが居宅における自立した日常生活を営む上でのさまざまな問題につき、一定期間にわたり、定期的な巡回訪

問をするとともに、必要に応じ随時相談に応じ、必要な情報の提供および助言など援助を行うサービスです。

平成 30 年度から新たに実施される障がい福祉サービスです。

このサービスを通じて、居宅などでの生活をはじめた障がいのある人の地域生活の継続と定着をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	実人数（／月）	—	—	—	1	2	3

* 第 5 期での見込量は、「第 5 章 平成 32 年度に向けた数値目標：1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」で示す地域生活に移行すると見込まれる障がいのある人が、すべてこのサービスを利用するものとして算出しました。

② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助（グループホーム）	実人数（／月）	38	40	40	40	41	42

* 平成 27 年度、28 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 29 年度の見込みは、4～9 月の平均値

③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	実人数（／月）	26	25	23	23	23	22

* 平成 27 年度、28 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 29 年度の見込みは、4～9 月の平均値

2 支援の方向性

共同生活援助（グループホーム）や自立生活援助については、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。そのため、地域住民の理解を促すとともに、障がい福祉サービス事業所や障がいのある人にかかわる諸団体などへの情報提供などを行い、整備の支援に努めます。

施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

第4節 相談支援

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成 27～29 年度の障がい福祉サービスの利用者数の実績を基礎として、平成 30 年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

① 地域移行支援

障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。

このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域移行支援	実人数	0	0	0	1	1	1

*平成 27 年度、28 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 29 年度の見込みは、4～9月の平均値

② 地域定着支援

単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所・退院した人や地域生活が不安定な

人などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の定着をめざします。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域定着支援	実人数	0	0	0	1	1	1

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

③ 計画相談支援

障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

このサービスでは、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実人数	195	206	215	228	239	250

*平成27年度、28年度の実績は、年間の実利用者数。平成29年度の見込みは、4～9月の実利用者数

2 支援の方向性

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障がい者支援施設などに入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行や地域定着を進めるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応等）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第3章 地域生活支援事業

第1節 必須事業

1 サービスの内容、実績および見込量

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

③ 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

【障がい者相談支援事業】

障がいのある人や家族などの介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。

粕屋町では、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町の5町、ならびに久山町を加えた6町の広域で本事業を実施しています。

障がい者 相談支援事業	実施形態	広域：粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町
	実施者	委託先：地域活動支援センター かけはし
	実施形態	広域：粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、久山町
	実施者	委託先：相談支援センター ゆい

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい者相談支援事業	実施か所数	2	2	2	2	2	2

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用支援事業	のべ件数	0	0	0	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

意思疎通支援事業	実施形態	町単独
	実施者	委託先：社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者派遣	のべ回数	58	88	108	120	130	140
要約筆記者派遣	のべ回数	4	4	8	10	10	10

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付または貸与を行います。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、その他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいすなどのうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具および衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	のべ件数	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具		3	11	10	10	10	10
在宅療養等支援用具		2	3	8	5	5	5
情報・意思疎通支援用具		5	1	5	3	3	3
排泄管理支援用具（※）		683	711	750	780	810	840
居宅生活動作補助用具		0	0	1	1	1	1

※ストーマ装具および紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とする。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、粕屋町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

実績および見込量	単位等	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	6	3	5	5	5	5

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援やグループ活動などの複数に対する同時支援を行います。

実績および見込量	単位等	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業	実利用者数	51	51	51	50	50	50
	のべ時間	4,177	3,895	4,000	3,900	3,900	3,900

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

粕屋町では、地域活動支援センターⅠ型とⅢ型を篠栗町、志免町、須恵町、宇美町の広域で設置しています。

地域活動支援センターⅠ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など（基礎的事業）に加え、その機能を強化するため、専門職（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施するとともに、相談支援事業もあわせて実施します。地域活動支援センターⅢ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会を提供します。

粕屋町では、Ⅰ型を5町、Ⅲ型を久山町を加えた6町で実施しています。

地域活動支援センター	実施形態	広域：粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町
	実施者	委託先：地域活動支援センターⅠ型 かけはし
	実施形態	広域：粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、久山町
	実施者	委託先：地域活動支援センターⅢ型 ステップアップ

実績および見込量	単位等	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

2 支援の方向性

障がいのある人やその家族にとってわかりやすいものとなるように事業内容の広報や啓発の方法を工夫しながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための学びの場や活動の場の充実を図ります。また、障がいのある人のニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

第2節 任意事業

1 サービスの内容、実績および見込量

上記「第1節 必須事業」のほか、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むために求められる日常生活支援や社会参加支援を行います。

① 日常生活支援

【福祉ホーム】

家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く）に対して、低額な料金を、居室その他の設備を利用できるようにするとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、保健福祉事務所など関係機関との連絡、調整などを行います。

【訪問入浴サービス】

外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴および清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

【日中一時支援】

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、社会福祉法人や障がい福祉サービス事業所などが、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労および一時的な休息を支援します。

【生活サポート】

介護給付支給決定者以外の人に対し、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うもので、サービス利用に関する相談を受けながら適宜対応していきます。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉ホーム	実利用者数	3	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス	実利用者数	1	1	1	2	2	2
	のべ回数	56	62	50	118	118	118
日中一時支援	実利用者数	16	14	14	15	15	15
	のべ回数	145	142	150	144	144	144

② 社会参加支援

【自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成】

障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車運転免許取得費助成	のべ件数	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成	のべ件数	0	2	3	2	2	2

2 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

第4章 障がいのある子どもへの支援

第1節 通所支援

1 サービスの内容、実績および見込み

【見込量の算出方法】

平成 27～29 年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、平成 30 年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることによって、各サービスの見込量を算出しました。

① 児童発達支援

地域の未就学の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の習得、または集団生活への適応のための訓練を行います。

福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」、居宅に訪問して行う「居宅訪問型」があります。「居宅訪問型」は平成 30 年度から新たに実施される児童発達支援です。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第 5 期（見込み）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	実人数（／月）	45	57	49	56	59	62
	人日（／月）	223	276	243	277	292	310
医療型児童発達支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	1
	人日（／月）	0	0	0	0	0	5
居宅訪問型児童発達支援	実人数（／月）	—	—	—	0	0	1
	人日（／月）	—	—	—	0	0	5

*平成 27 年度、28 年度の実績は、1 年間の平均値。平成 29 年度の見込みは、4～9 月の平均値

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校や関係機関と情報を共有しながら障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
放課後等デイサービス	実人数（／月）	63	87	112	141	168	194
	人日（／月）	693	988	1,347	1,610	1,919	2,216

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは、4～9月の平均値

③ 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
保育所等訪問支援	実人数（／月）	2	1	2	2	2	2
	人日（／月）	2	1	2	2	2	2

*平成27年度、28年度の実績は、1年間の平均値。平成29年度の見込みは4～9月の平均値

2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービスやサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

第2節 障がい児相談支援

1 サービスの内容、実績および見込量

【見込量の算出方法】

平成27～29年度の障がい児通所支援の利用者数の実績を基礎として、平成30年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、障がい児相談支援の見込量を算出しました。

【サービスの内容】

障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）などの支援を行います。

実績および見込量	単位	実績		見込み	第5期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい児相談支援	実人数	119	155	163	199	229	259

*平成27年度、28年度の実績は、年間の実利用者数。平成29年度の見込みは、4～9月の実利用者数

2 支援の方向性

障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第5章 平成 32 年度に向けた目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
入所者数（基準値）	23 人	平成 28 年度末の人数（A）
目標年度入所者数	22 人	平成 32 年度末時点の利用見込み（B）
目標値 （削減見込み）	1 人	$(A) - (B) = (C)$
	4.3%	$(C) \div (A) = (D)$ （国の基準 2%以上）
目標値 （地域生活移行数）	3 人	施設入所からグループホーム等への移行者数（E）
	13.0%	$(E) \div (A)$ （国の基準 9%以上）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行をすすめていくためには、精神科病院や地域相談支援を行う事業所などによる対応だけでは限界があり、町や関係行政機関を中心とした地域精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要になります。このようなことから、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人の支援にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることが大切になります。

粕屋町では、平成 32 年度末までに、精神障がいのある人の包括的な支援を推進するための保健・医療・福祉関係者による協議の場を検討していきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

同居家族から離れて暮らすことを希望する障がいのある人を支援するために、地域生活への移行、同居家族から離れて暮らすことに関する相談、ひとり暮らしやグループホームへの入居などの体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性の向上などによる緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保、サービス拠点の整備やコーディネーターの配置など、地域の体制づくりが求められています。

また、障がいのある人の高齢化・重度化とともに、「親亡き後」を見据えながら、地域における支援体制をさらに強化する必要があります。

粕屋町では、平成 32 年度末までに、糟屋中南部 6 町において、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等（地域生活拠点等）を少なくとも一つ整備することを目標とし、「糟屋中南部 6 町自立支援協議会」を中心として協議・調整を行っていきます。

なお、地域生活拠点等とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入や対応、専門性の確保や地域の体制づくりなど）の集約を行う拠点、もしくは地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制をいいます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数 （基準値）	6人	福祉施設の利用者のうち、平成28年度中に一般就労した人の数
目標値（目標年度の年間一般就労移行者数）	9人	福祉施設の利用者のうち、平成32年度中に一般就労する人の数（国の基準：平成28年度の基準値の1.5倍以上）
就労移行支援事業利用者数 （基準値）	12人	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数
目標値（目標年度の就労移行支援事業利用者数）	30人	平成32年度末の就労移行支援事業利用者数（国の基準：平成28年度の基準値の1.2倍以上）

* 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざすものとします。

* 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることをめざすものとします。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援などを実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図っていくことが大切になります。

粕屋町では、平成32年度末までに、広域で障がいのある子どもの重層的な地域支援体制の構築をめざすために中核的な役割を担う児童発達支援センターを、少なくとも一つ設置することを目標とし、検討していきます。

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行いながら、支援体制の充実を図っていくことが大切になります。

粕屋町では、平成32年度末までに、糟屋中南部6町において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを目標とし、「糟屋中南部6町自立支援協議会」を中心として協議・調整を行っていきます。

医療的ケア児が身近な地域で心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの各関連分野の支援が受けられることが大切です。そのために、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所、学校などの

関係者が連携を図るための協議の場を設け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要となります。また、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することも大切になります。

粕屋町では、医療的ケア児の適切な支援の協議の場については、平成 30 年度末までに設置を検討していきます。また、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては配置をすすめていきます。